

総務委員会・分科会会議記録

- 1 期 日 令和 4 年 3 月 15 日（火）
午前 9 時 25 分 開会
午後 2 時 54 分 閉会
- 2 場 所 第 1 委員会室
- 3 出席委員 委員長 村岡 峰男
副委員長 松井 正志
委員 浅田 徹、太田 智博、
小森 弘詞、田原 宏二、
前田 敦司
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 村岡 峰男

総務委員会（分科会）次第

2022年3月15日（火） 9：30～
第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉
 - ア 委員会審査
 - イ 分科会審査
 - (2) 意見・要望のまとめについて
 - ア 委員会意見・要望のまとめ
 - イ 分科会意見・要望のまとめ
 - (3) 閉会中の継続審査申出について〈5頁〉
- 4 その他
- 5 閉会

令和4年第2回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- 第3号議案 豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第4号議案 豊岡市辺地総合整備計画の策定について
- 第5号議案 豊岡市定住自立圏形成方針の廃止について
- 第7号議案 豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定について
- 第8号議案 豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について
- 第9号議案 豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10号議案 豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 第11号議案 豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第12号議案 豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13号議案 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14号議案 豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15号議案 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第29号議案 令和3年度豊岡市管理会財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第40号議案 令和4年度豊岡市管理会財産区特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

- 第22号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第20号）
- 第32号議案 令和4年度豊岡市一般会計予算
- 第44号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）

※ 3議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

総務委員会（分科会） 審査日程表

審査日程	所管（出席対象）部署	審査内容
3月14日（月） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、財政課、公共施設マネジメント推進室、防災課 【市民生活部】 税務課 【消防本部】 総務課、予防課、警防課、豊岡消防署	【分科会】 《令和4年度一般会計予算議案》 ＜説明、質疑＞ ○第32号議案
3月14日（月） 13：00～ 第1委員会室	【政策調整部】 財政課 【総務部】 総務課、ジェンダーギャップ対策室、人事課、情報推進課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《令和4年度管理会計財産区特別会計予算議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第40号議案 【分科会】 《令和4年度一般会計予算議案》 ＜説明、質疑＞ ○第32号議案
	※委員のみ	＜討論、表決＞ ○第32号議案 《委員会審査意見・要望のまとめ》 《分科会審査意見・要望のまとめ》
3月15日（火） 9：30～ 第1委員会室	【政策調整部】 財政課 【総務部】 総務課、ジェンダーギャップ対策室、人事課、情報推進課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第11号議案 ○第12号議案 ○第13号議案 ○第14号議案 ○第29号議案 【分科会】 《一般会計補正予算議案》 ＜説明、質疑＞ ○第22号議案 ○第44号議案
3月15日（火） 11：00～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、財政課、公共施設マネジメント推進室、防災課 【市民生活部】 税務課 【消防本部】 総務課、予防課、警防課、豊岡消防署 【竹野振興局】 地域振興課（総務担当）	【委員会】 《議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第3号議案 ○第4号議案 ○第5号議案 ○第7号議案 ○第8号議案 ○第9号議案 ○第10号議案 ○第15号議案 【分科会】 《一般会計補正予算議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第22号議案 ○第44号議案
	※委員のみ	《委員会審査意見・要望のまとめ》 《分科会審査意見・要望のまとめ》

※ 総務分科会での説明は、基本的に①財政課（全体概要含む）、②人事課（人件費含む）、③その他の課（組織順）の流れをお願いします。

【総務委員】

委員長	村岡 峰男
副委員長	松井 正志
委員	浅田 徹 太田 智博 小森 弘詞 田原 宏二 前田 敦司

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	熊毛 好弘
議会事務局次長	安藤 洋一
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 (行財政改革担当) 兼公共施設マネジメント推進室長	正木 一郎
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	小野 弘順
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 (行財政改革担当) 兼総務部情報推進課参事	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
財政課参事 (学校跡地利活用担当)	久保川 伸幸
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
総務部	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長 兼ジェンダーギャップ対策室長	上田 篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事 (文書法制担当)	宮代 将樹
ジェンダーギャップ 対策室参事	岸本 京子
人事課長	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ政策課長	若森 和歌子
市民生活部	
税務課長	宮崎 雅巳
城崎振興局	
地域振興課長	谷垣 一哉
竹野振興局	
地域振興課参事	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	中川 光典
出石振興局	
地域振興課長	今井 謙二
但東振興局	
地域振興課長	大石 英明
会計課	
会計課長	三笠 孔子
消防本部	
消防長	吉谷 洋司
消防本部次長 兼総務課長	井崎 博之
消防本部参事 兼豊岡消防署長	川見 真司
予防課長	上田 有紀
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

説明員計 29名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
--------------	-------

前半 12名	両方 3名
後半 14名	

計 37名

午前9時25分 委員会開会

○委員長（村岡 峰男） おはようございます。定刻前でございますけども、職員の皆さんも委員のほうもおそろいですので、総務委員会を開会したいと思います。

改めましておはようございます。1週間前の今日は、寒い寒い日だったように記憶があるんですが、一遍に春が来ました。もう梅が満開、ほぼ満開だし、桜がもう間もなくというところに来てます。春の陽気に誘われていろいろと外にも出たいなと思うんですが、21日までは我慢をしなきゃならんのかなと思ひながら、ここにおります。21日過ぎたら、どうぞ外に、あるいは夜の街にもまたと思ひながら、審査をお願いをしたいと思ひます。

それでは、開会をいたしますが、どうぞ委員の皆さんはSide Books上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務4年3月15日が本日の委員会のフォルダーです。そこに本日の委員会の資料を配信しておりますので、出してください。

本日の当局出席者についてであります。審査日程表に合わせて、前半、後半の2グループに分けて所管部署の職員に出席いただくよう、要請をしております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえて、簡潔、明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いをしておきます。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますように、くれぐれもお願ひをしておきます。

それでは、これより3番、協議事項、1番、付託・分担案件の審査について、アの委員会審査に入ります。

まず、第11号議案、豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮代総務課長。（「参事」と呼ぶ者あり）総務課

参事、お願いします。どうぞ。

○総務課参事（宮代 将樹） おはようございます。それでは、議案書の57ページをお開きいただけますでしょうか。57ページです。第11号議案、豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、本件条例中の定義規定に引用しております独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止をされますので、引用する法律名称及び条項を改正するものでございます。

内容につきましては、61ページの新旧対照表を基にご説明いたします。

61ページです。条例の第4条第3項中の定義規定であります。表の左側、現行の下線部分です、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項」とありますのを、右側の改正案の下線部分のとおり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に引用先の法律名称及び条項を改正するものでございます。

なお、附則によりまして、この条例は、令和4年4月1日に施行することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 法律の廃止に伴って引用のところが変わってるんですけども、実態としては、実態としては何が変わるのか、何かは変わらないのか、その説明をお願いします。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○総務課参事（宮代 将樹） 委員からご質問のあった実態として何が変わるんだというふうに単純に申しますと、正直何も変わりはありません。ただ、補足をしますと、現在我が国の個人情報保護制度といたしますが、3つの法律と、それから各地方公共

団体による条例、こちらで分割して管轄をされとるような状況がございます。その分割されていますのを一元化をして、法律を一つにしようというような動きの中で、この4月1日から、春から法律が一本化されます、その際に、今回定義を設けて引用します法律のほうが廃止をされるということで、ただ、新たに定義をしますものも同じところを読みに入りますので、結果的には何も変わらないというのが実情でございます。以上です。（発言する者あり）

○委員長（村岡 峰男） いいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第12号議案及び第13号議案、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてほか1件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

小川人事課長、どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） それでは、63ページをご覧ください。まず第12号議案、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の期末手当に準じて、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するというのととともに、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置を定めようとするものでございます。

内容につきましては、67ページをご覧ください。

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱、これによりましてご説明申し上げます。

1の（1）につきましては、職員の期末手当の支給割合について、100分の127.5、つまり1.275月、これを100分の120、1.2月に0.75月分引き下げるというものでございます。それから、再任用職員の期末手当の支給割合については、0.725月分、これを0.675月分に0.05月引き下げるといことにしております。

次に、1の（2）でございます、特定任期付職員の期末手当の支給割合について、1.675月を1.625月、0.05月引き下げるといことにしております。

次に、附則でございます。2の（1）です、施行日を公布の日からとしております。

2の（2）につきましては、1の（1）、（2）の改正に関し、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月の実際の期末手当支給額と、令和3年12月の期末手当が人事院勧告に準じて改定が行われた場合の当該期末手当の額との差額、これを令和4年6月に支給する期末手当の額から減じて支給するということとしております。また、その他の施行に関し必要な事項は、市長が定めることとしております。

それから、2の（3）につきましては、会計年度任用職員の期末手当の規定です。この給与条例を準用しておりますけれども、会計年度任用職員における令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外を行うために、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を整備するということとしております。

続きまして、71ページをご覧ください。第13号議案、豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の期末手当に準じて、市長等の期末手当の支給割合を改定しようとするとい

うことと、それから、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置を定めようとするものでございます。

内容につきましては、74ページをご覧ください。豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱、これによってご説明申し上げます。

1の(1)につきましては、市長等の期末手当について、2.225月、これを2.15月に0.075月引き下げることとしております。

それから、附則に移ります。2の(1)につきましては、施行日を公布の日からとしております。

2の(2)につきましては、1の(1)の改正に関し、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月の実際の期末手当の支給額と、令和3年12月の期末手当が一般職の職員の見直しに伴い改定が行われた場合の当該期末手当の額との差額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減じて支給することとしております。また、その施行に関し必要な事項は、市長が定めるとしております。

以上が条例に関する説明であります。よろしくお願いいたします。

○委員長(村岡 峰男) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) ご異議なしと認めます。よって、第12号議案及び第13号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第14号議案、豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課長。

○人事課長(小川 琢郎) 続きまして、77ページをご覧ください。第14号議案、豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員に準じて、非常勤職員における育児休業の取得要件の緩和等を行おうとするものでございます。

内容については、80ページをご覧ください。豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱によりましてご説明申し上げます。

1の(1)につきましては、非常勤職員における育児休業、それから部分休業について、それらの取得要件のうち引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止することとしております。

それから、1の(2)につきましては、任命権者は、職員が本人または配偶者の妊娠、出産等について申し出したときは、育児休業に関する制度を知らせ、その意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないとしております。

それから、1の(3)につきましては、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、育児休業に関する職員研修、それから相談体制等の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないとしております。

続きまして、附則に移ります。施行日については、令和4年4月1日としております。

以上です。

○委員長(村岡 峰男) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員(松井 正志) 皆さんの代わりに質問します。

1年以上の制限が撤廃されると、現実的には1か月後に出産をされる方も対象、要するに採用後1か月たってこの適用される方が出てくるんですけども、現実にはそういうことは想定されますか。現在の採用体系などを踏まえてあり得るのか、この規定が適用されることがあるのかどうか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） 実際には妊娠されてる状態で採用面接を受けたりというような形になるかと思っておりますので、少ないかとは思いますが、それを拒むものではありませんので、出てくる可能性はあるかなと思ってます。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 裏返すと、この規定を設けるということは、妊娠されている方であっても応募していただいても構わないと、姿勢の表れというふうに理解したらよろしいですか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） そのように理解していただいて結構です。

○委員長（村岡 峰男） ほかに。
どうぞ。

○委員（浅田 徹） 関連して。フルタイム等ありますし、任用から1年というようなことがあります。特にここ書いてありますように、本人、配偶者の場合が、フルタイムでも採用した場合、奥さんが妊娠されるとか、出産されるとか、そこまでは多分聞かれないから、そういうケースはないかと思うんですけども、そういう中であえてこういうものを、豊岡市の場合ですね、やはり妊娠が分かっても、やっぱりこれは採用していく、今の考え方だけちょっと教えていただければ。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） やはり国の制度が改正されたってということもありますし、民間の制度もこのような形で、男性の育児休業ってことを進める方向で、国の制度が動いておりますので、豊岡市としても育児休業に関する、特に男性の方であっても休んでいただけるような環境を整備していくということは必要かなというふうに考えておまして、その点で今回改正をさせていただいております。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（浅田 徹） 現行としては、採用面接等で本人に、奥さんが今妊娠中ですか、そういうことでの例えば問われるようなことはないですかね、一般

的に。どうでしょうか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） 面接の際にそういったことを聞くということは想定しておりません。あまり不利益になるようなことを聞くというのは、採用の際に不都合が生じますので、ないと思っております。

○委員（浅田 徹） はい、了解しました。今の答弁のとおりよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（村岡 峰男） ほかにありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第29号議案、令和3年度豊岡市管理会財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大石但東振興局地域振興課長。どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） それでは、議案書397ページをご覧ください。第29号議案、令和3年度豊岡市管理会財産区特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ205万1,000円とするものです。

406、407ページをご覧ください。今回の補正は、高橋財産区特別福祉基金利子の2,000円の増額に伴いまして、次の408、409ページにありますとおり、同額の2,000円を高橋財産区特別福祉基金へ積み立てるものです。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ありませんか。じゃあ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前9時46分 委員会休憩

午前9時46分 分科会開会

○分科会長（村岡 峰男） 分科会を開会します。

これより3番、協議事項、1、付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まず、第22号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第20号）を議題といたします。

第22号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正、全項目の人件費を含む歳出予算補正、繰越明許費補正及び地方債補正についてであります。

本案は、年度末における入札残や事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予定の精査による不用額等の減額が主なものであります。

十分な質疑時間を確保するためにも、当局には不用額等の減額の場合は高額な部分を、また、不用額等以外の場合は特に必要があると思われる部分を説明いただくよう、依頼をしておきます。よって、そのような部分がない部署からは説明がありませんので、委員の皆さんはそうにご理解願います。もちろん質疑は可能です。

当局の説明は、まず人事課から全体の人件費を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

それでは、順次説明願います。

まず、人事課長から。小川人事課長。

○人事課長（小川 琢郎） それでは、一般会計補正予算（第20号）に係る人件費についてご説明いたします。

別にお配りしております令和3年度人件費3月補正予算の主な理由（一般会計）という資料をご覧くださいと思います。

まず1番目の報酬でございます。2,494万5,000円の減額としております。ここでは、パートタイム会計年度任用職員に係る不用額を減額しております。

次に、給料です。1,182万3,000円の減額としております。ここでは、主に特別職、副市長が欠員になって不用額が出ていること、それから、育児休業等による不用額を減額しているものでございます。

続きまして、3番、手当です。2,035万9,000円の減額としております。主に期末手当、通勤手当、時間外勤務手当の不用額を減額しております。

それから、共済費でございます。1,393万7,000円を減額しております。特別職の欠員ですとか、それから育児休業者、退職者、それから会計年度任用職員の未採用に係る共済組合費、社会保険料、雇用保険料、こういったものの不用額を減額しております。

最後に、負担金でございます。3,372万6,000円の増額としております。退職手当組合に対する負担金の増額でございます。ここでは、特別負担金の分を計上いたしております。合計で3,733万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、人事課の事業費の分を説明させていただきたいと思います。

議案書163ページをご覧ください。（「ちょっと待ってよ」と呼ぶ者あり）

○分科会長（村岡 峰男） はい、届きました。どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） 派遣職員給与費負担金の不用額の減額でございます、下から7行目ほどのところにあります。ここでは但馬広域行政事務組合等に係る雑入について、52万5,000円減額をしております。これは、派遣職員の入替えによる所要額の減ですとか、帰庁報告みたいなことがあるんですけども、そういったものの回数が、コロナウイルスの関係で減ったということで減額をしております。

続きまして、165ページをご覧ください。下から12行目のところです、研修費助成金でございます。15万2,000円の減としております。ここでは、新型コロナのこれも影響で、全国市町村国際文化研修所への派遣研修、これが計画どおり進まなかったということで、それに伴う助成金の額も減ってきてるということで減額をいたしております。

すみません、先に歳入説明させていただきました。

次に、歳出の分です。173ページをご覧ください。職員研修事業費の不用額の減額でございます。普通旅費、それから特別旅費、手数料、それから住宅使用料、負担金、補助金、こういったものを合計478万2,000円減額しております。ここでも新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた派遣研修等が計画どおりに進まなかったというようなことで不用額を生じたものを減額しております。

人事課からは以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、太田垣総務課長。

○総務課長（太田垣健二） それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。

総務課が所管いたします全8事業のうち4事業についてのみ補正を行うものでございます。そのうち3事業については決算見込み、事業費の確定等によりまして不用額を減額し、残り1事業については財源更正のみ行うものでございます。

では、主なものについてのみ説明申し上げます。

171ページをご覧ください。右下の一般管理費でございます。一般管理費全体で976万1,000円を減額するものでございますが、主なものとい

たしまして、171ページの下段あたりに補助金、地区集会施設整備費を決算見込みによりまして550万円減額をいたしております。

続きまして、173ページをご覧ください。右下の3つ目の欄の自動車管理費でございます。自動車管理費全体で289万2,000円を減額するものですが、主なものといましては、燃料費につきまして決算見込みにより250万円減額をいたしております。

続きまして、歳入でございます。主なものについてのみご説明申し上げます。

147ページをご覧ください。よろしいでしょうか。147ページ右側の上から3つ目の表の一番上でございます、行政財産目的外使用料でございます。補正総額69万8,000円のうち総務課分といたしまして21万円を決算見込みにより増額しております。

総務課からは以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、上田総務部次長。

○総務部次長（上田 篤） 歳出で、175ページをご覧ください。男女共同参画社会推進事業費でございます。これコロナ禍による一時保育の対象事業減少に伴う実績見込みによる不用額33万4,000円の減額でございます。

続きまして、183ページをご覧ください。一番下の欄でございます、ワークイノベーション推進事業費ですが、コロナ禍によるセミナーをリアルからオンラインに切り替えたことによる実績見込みによる不用額68万9,000円でございます。その下のジェンダーギャップ解消推進事業費ですが、こちらにつきましても、コロナ禍の影響によった実績見込みによる不用額25万円の減額でございます。その下の子育て中の女性の就労促進事業費ですが、こちらは、デジタルマーケティングセミナーの受講者への経済的理由に伴うパソコンとかWi-Fi機器のレンタルが不要だったことなど実績見込みによる不用額30万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。161ページを

ご覧ください。一番上でございます、総務管理費寄附金の中で、企業版ふるさと応援寄附金でございます。企業版ふるさと納税でございます。こちらの200万円の減額の中で、ジェンダーギャップ対策室の関連としましては、30万円の逆に増額です。愛知県の企業からジェンダーギャップ解消の取組に対する企業版のふるさと納税を30万円頂きまして、ここで30万円増額いたしております。

続きまして、165ページをご覧ください。中ほど事業負担金の中で、その4行目でございます、まずワークイノベーション推進事業負担金として65万円減額をいたしております。これはコロナ禍での市内事業所支援の一環として、事業者負担をゼロにしたことに伴い、従業員意識調査で50万円、それと表彰制度で15万円、合計65万円の減額でございます。その下のジェンダーギャップ解消地域啓発事業負担金3万円でございますが、これは昨年8月にジェンダーギャップを考える意見交換会を県立男女共同参画センターとか、但馬の響ネット但馬さんっていう団体と共催事業で実施した際の響ネット但馬さんからの負担金でございます。以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、若森コミュニティ政策課長。どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） 資料は183ページの真ん中の欄になります、地域コミュニティ推進事業費で282万円の減額です。内容は、コロナの影響による会議回数の減少や、それからオンライン協議による旅費を減額したもの、それから住民自治運営に係る実態調査の委託料の減額、執行見込みにより減額するものです。次に、少し下に記載していますコミュニティセンター管理費です。主に業務委託料を実績見込みにより合計で120万円を減額するものです。

次に、歳入になります。資料は155ページです。155ページ上のほうに記載しています総務管理費補助金で地域再生大作戦事業費補助金になります。これは住民自治運営に係る実態調査の歳出の減額に伴うもので、132万2,000円を減額する

ものです。

それから、167ページ上段になります、総務管理債の中にあるコミュニティセンター整備事業債で50万円を増額しています。これは新田地区コミュニティセンターの長寿命化工事の工事費などの増額に伴うものです。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、山根竹野振興局地域振興課参事。どうぞ。

○竹野振興局地域振興課参事（山根 哲也） 私から1点のみです。179ページをお開きください。179ページ一番下の枠、竹野振興局プロジェクト事業費の中の3つ目、業務委託料53万9,000円の減額、こちらは精算見込みによるものです。この事業は、旧竹野中学校跡地を、地域の活性化を図るべく、サウンディング型市場調査を行う前段として、その用地を確定させるために行った用地測量業務であり、今後サウンディング型市場調査を実施し、その結果等を踏まえた事業展開を図りたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、続いて、今井出石振興局地域振興課長。どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（今井 謙二） 181ページをご覧ください。上から3枠目の庁舎管理費について、庁舎長寿命化工事実施設計業務の入札減などに伴い、不用額を総額で202万2,000円減額するものです。

説明は省略させていただきますが、その他の事業についても実績見込みによる不用額を減額しております。

次に、135ページをご覧ください。繰越明許費について説明します。

上から6行目、出石多目的ホール管理費691万8,000円については、便所改修工事において新型コロナウイルス感染症による流通停滞の影響で、年度内に工事を完了することが困難であるため、繰越しをお願いするものです。

私からは以上です。

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、続いて、三笠会計課長。

○会計課長（三笠 孔子） それでは、173ページをお開きください。下のほうです、基金管理費です。基金運用収入、利子収入から土地開発基金分と果実運用分の利子収入分を除いた額を積み立てるもので、3年度末の利子収入見込みを各基金の残高で案分し、当初予算との差額を補正するものです。この積立金のうち利子分については803万6,000円の減額となります。減額の理由につきましては、歳入のほうで説明いたします。

それでは、159ページをお開きください。真ん中のところの基金運用利子のところですよ。790万7,000円の減額になります。内訳は、果実運用分、福祉基金、水と土保全対策基金、植村直己顕彰基金、東井義雄遺徳顕彰基金、この合計が12万9,000円の増額になります。この分は、積立金へ積立てをしないので、積立金との金額の差はこの分になります。一番上の財政調整基金が990万円の減額、その他の基金の合計で186万4,000円の増額になります。

当初予算では、金融機関の店頭金利が引き下げられたことによって、定期預金の利率を低く見積もっていましたが、実際には見込みほど下がらなかったため、財政調整基金以外は増額となりました。財政調整基金は、当初金銭信託の利子分1,200万円を含む1,470万円を見込んでいましたが、金銭信託の運用は令和2年度末で終了し、令和3年度の収入はありませんでした。当初予算要求時には当時の為替動向から終了の見込みが立てられず、予算計上しておりましたものです。金銭信託利子以外の収入については210万円の増となりますので、差引き990万円の減額となります。

今回は最終の利子収入見込みを各基金の残高で案分し、当初予算との差額を補正したものです。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、続いて、宮岡選管監査事務局長。

○選管監査事務局長（宮岡 浩由） それでは、18

9ページをお願いいたします。189ページ一番下になりますが、衆議院議員選挙費についてご説明を申し上げます。

解散による第49回衆議院議員総選挙は、2021年10月19日に公示、10月31日に投開票が行われました。この選挙執行に要した経費を除いて不用額を減額するものでございます。

まず人件費としての会計年度任用職員への報酬ですけれども、振興局での期日前投票を、市議選との混乱を避けるために短縮したこと等によりまして42万6,000円の減額、非常勤職員報酬では、開票立会人及び不在者投票指定施設での投票立会人が想定よりも少なかったために不用額となりました50万9,000円を減額いたしております。

次の191ページでございますが、こちらでは選挙資材や事務用消耗品などの消耗品費54万4,000円をはじめといたしまして、賄い料としての食料費13万6,000円、施設や設備の修理を見込んでおりました修繕料22万2,000円、入場整理券の郵送料などの通信運搬費で28万9,000円、票の読み取り機調整を含む種々の手数料で34万1,000円、投開票所や個人演説会会場の借り上げ費用17万4,000円など、先ほどの人件費と合わせまして選挙費用総額で303万3,000円を減額いたしております。なお、このほかに人事課所管の会計年度任用職員に係る人件費及び時間外勤務手当の予算残額も減額をさせていただいておりますので、衆議院議員選挙費といたしましては、総額761万5,000円の減額となります。

次に、この同じページの第7目兵庫県知事選挙費についてご説明申し上げます。

任期満了によります兵庫県知事選挙は、昨年7月1日告示、7月18日に投開票が行われました。この選挙執行に要した経費を除いて不用額を減額いたしております。先ほどの衆議院議員選挙費と同様に人件費や選挙執行経費の不用額で総額359万6,000円を減額させていただいております。なお、このほかに人事課所管の人件費等についても256万8,000円不用額が生じていたわけですね。

れども、こちらにつきましては、既に昨年１２月に一般会計補正予算（第１４号）で減額をしていただいております。したがって、兵庫県知事選挙費といたしましては、総合計６１６万４，０００円の減額となります。

続きまして、次のページ、１９３ページになります。１９３ページの第１１目市議会議員選挙費についてご説明申し上げます。

任期満了によります豊岡市議会議員選挙は、昨年１０月１７日に告示、１０月２４日に投開票が行われました。この選挙執行に要した経費を除いて不用額を減額いたしております。予算措置は、２４人の定数に対しまして候補者を３０人と見込んでいたこと、また、ちょうど衆議院議員総選挙と同じような時期での執行となったことございまして、経費案分が可能なものについては、それぞれで負担したこともあり、不用額が生じました。会場借り上げ料４２万５，０００円の減額は、公営施設での個人演説会での使用が見込みより少なかったこと、選挙公営費５２４万４，０００円の減額は、立候補者が実際には２６人であったこと等によるものでございます。一部増額補正を行っているものもございます。消耗品費では、選挙資材としてポスター掲示用の設置費用単価が値上げされたこと、また、業務委託料では、投票所入場整理券作成に係る作業単価の値上げによるもの、また、第１３投票区、これ新田地区ですけれども、こちらの投票所の変更に伴って駐車場警備員の配置が必要になったことによるものでございます。このほか、人事課所管の人件費、それから時間外勤務手当等の予算残額も減額をしていただいておりますので、市議会議員選挙費といたしましては、総合計７７６万７，０００円の減額となります。

歳出の最後といたしまして、１９５ページをご覧ください。１９５ページ、監査委員費についてご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、兵庫県内をはじめ近畿圏内、北陸、東海、近畿の共催による総会あるいは研修会等が全て中止と

なりましたため、不用額をことごとく減額をいたしております。

続きまして、歳入に移らせていただきます。１５７ページをご覧ください。１５７ページ、総務費委託金のうち選挙費委託金でございます。兵庫県知事選挙事務費として兵庫県から交付された委託金と当初の予算計上額との差額分６１６万４，０００円を減額いたしております。先ほどの歳出での減額の総合計と同額の減額となります。また、衆議院議員選挙費事務費につきましても、兵庫県から交付された委託金との差額分７６１万５，０００円を減額いたしております。

選管監査事務局からは以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 説明は以上ですね。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。休憩取りますか。（「いいでしょう」と呼ぶ者あり）。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 出石の多目的ホールのご説明のときに、資材の不足で繰り越しせざるを得ないというような状況があったんですけども、もしそういうような事例以外で、財政課などで今回の補正予算を編成される際に、そういう資材の遅れなどの影響が出てる状況がもし分かれば教えていただきたいですし、この繰越明許費の中でそういうような資材の不足が原因で、そういう事業遅れてるようなもので、繰り越しされたような事例があるのかどうか、もし分かれば。事業課でないのとなかなか難しいと思いますけど、もしそういうものの事例があるかどうか教えてください。

○分科会長（村岡 峰男） 分かりますか。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 今の件なんですけども、実は資料ちょっと手元に持ってきておりませんが、何点か資材が入らなくてというところがあるのと、主に繰越明許ですから、地元との調整ですとか、そちらのほうが多いんですけども、あと数か所あったように、後半戦のところでお答えさせていただけたらと思います。すみません。

○分科会長（村岡 峰男） ほかに。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、質疑を打ち切ります。

本議案の討論は、討論、表決につきましては、後半グループの説明、質疑を終えてから実施しますので、ご了承願います。

次は、第44号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第44号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

小川人事課長。

○人事課長（小川 琢郎） 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）に係る人件費の補正についてご説明いたします。

それでは、資料のほうですけども、2022年度一般会計補正予算（第1号）の概要、この資料で説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「ちょっと待ってくださいね。はい」と呼ぶ者あり）

19ページです。すみません、送りました。まず、保育士・幼稚園教諭の処遇改善を行うものでございます。市で雇用しております会計年度任用職員について行うものでございます。補正予算として1,071万6,000円を計上しております。

1の事業目的、趣旨等のところに記載しておりますけども、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く保育士、幼稚園教諭等の会計年度任用職員の処遇改善のため、給料表の月額等の区分に応じて、給料月額を3%程度引き上げる改善措置を実施するものでございます。

2の事業概要のところでは。（1）のところですけども、給料月額の引上げ措置について記載しております。保育・幼児教育の施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、それから調理員、園務員、看護師等、それから、放課後児童クラブに勤務する放課後児童

クラブ支援員、これらの会計年度任用職員なんですけども、について賃金改善図るもので、3%程度引き上げるというものでございます。

対象職員数については、記載しておりますとおり保育士、幼稚園教諭等が132人、放課後児童クラブ支援員等が58人、合計190人を対象としております。これについては、2月にありました議会のほうで、2月、3月分について補正を計上させていただいて、2月臨時会で議決をいただいたものです。今回は、4月から9月分までについて計上いたしております。

財源としては、保育士等処遇改善臨時特例交付金で国の全額負担としております。

それから、費目ごとの説明をさせていただきます。別にお配りしております資料、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（市会計年度任用職員）という資料を見ていただきたいと思います。（発言する者あり）

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） 会計年度任用職員の賃金の予算費目ごとに記載しております。まず報酬についてですけども、報酬は、355万2,000円、給与については、365万2,000円、それから、手当、ここについては、期末手当増額分ですけども、145万円、それから、共済費ですけども、148万4,000円、負担金については、57万8,000円それぞれ計上させていただいております。合計で、先ほど申しました1,071万6,000円の増額補正ということで考えております。よろしくお願ひします。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、続いて、中奥情報推進課長。

○情報推進課長（中奥 実） そうしましたら、15ページをご覧ください。上から8行目の行政情報化推進……（「それはどこの15ページ」「議案のほう」「ああ、議案のほうか。分かりました」と呼ぶ者あり）議案の15ページ。（「我々なかなか作業が難しいんだ。申し訳ない」と呼ぶ者あり）

すみません、15ページ、上から8行目の行政情報化推進事業費です。行政事務のスマート化、デジ

タル化推進の観点から、手書きの申請書等を自動読み取りし、手入力作業の省力化を図ることを目的に、人工知能を利用した光学文字認識のA I－O C Rのサービス利用のため、ライセンス使用料として290万4,000円と、A I－O C R用複合機39万6,000円を計上しております。この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を予定しております。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。ありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） まず、処遇改善については大変結構なことだと思うんですけども、この交付金以降の財源措置はどうなるか、どっかで聞いたかも分かりませんが、実は豊岡病院でも同じようなことがあって、豊岡病院などの措置は、診療報酬に反映されるんじゃないかというようなことの説明があったと思います。したがって、恐らく国においては、何らかの措置を考えておられるんで、交付税だとかそういうような可能性があるのかどうか、全く単独ではないと思いますけど、もしそういう見通しが分かれば教えていただきたいと思います。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） まだその辺は確定してない状況でございます。資料によりますと、交付税措置等ということも記載もありますけども、その辺のところの確定的なものが出ておりませんので、そこが見えてきた段階で、10月以降の増額分については、予算の対応をまた検討させていただきたいと思っております。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。どうぞ。

○委員（浅田 徹） 同じことです。一緒です。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか、ほんなら。

○委員（浅田 徹） じゃあ、今の関連です、同じようなことなんですけども、今10分の10というふうなことで、手当てができるわけですが、それ以降ですね、当然給与そのものをベースになりますので、当

然国からの、これ以降ですね、あるなしにかかわらずやっぱり財政措置っていうんか、交付金云々は別としまして、この辺は何か、今の段階で、次のやはり財源措置っていうのは考えておられますか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○人事課長（小川 琢郎） 先ほど申した内容ですけども、基本的には交付税が措置される可能性があるということは聞いております。その中で、国のほうも10月以降のところまで、9月末までの補助金を担保すると。それ以降の分についても賃上げをするという前提での補助というふうな制度設計になっておりますので、それ以降の財源担保がないということは恐らく考えにくいというふうには思っておりますので、そこら辺見極めて、再度補正予算のほう対応したいと思っております。

○委員（浅田 徹） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（村岡 峰男） ほかにどうですか。ありませんか。

○委員（前田 敦司） よろしいですか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（前田 敦司） 1点確認させてください。先ほど説明があった情報管理費ということで、文字を手書きに書いたのが、A Iの力でデータになるというところで、それが今年度クラウド使用料っていう形で290万円、クラウド使用料っていう形で290万円の予算が組まれてて、この財源が、コロナのことがあっての臨時的なものを充てるということだったんですが、これは使用料っていうことは、コロナが落ち着いた後もずっと続いていくものなのか、今回やったら、それでその後は使えるサービスなのか、そこだけちょっと確認させてください。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○情報推進課長（中奥 実） 一応使用料ということで、年間、1年間分で今回290万4,000円を予定しております。次年度以降もそれを使用するということになると、年間同じ金額がずっとかかってくるということになります。一応今年度については、コロナの感染対策でいろんなS T A Y豊岡だと

か、そういう申請業務に使うということを目的に入れますけども、コロナが終息した以降については、今度事務の効率化の観点から使用をしていきたいと考えております。以上です。

○委員（前田 敦司） はい、分かりました。使ってみて、使い勝手がよかったら使用していくというのももちろん前提としてあるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（村岡 峰男） ほかはありますか。どうぞ。

○委員（松井 正志） 財政課長にお聞きするんですけども、補正の内容は何も言うことはないんですけども、当初予算と補正予算が同時に提案されてることに非常に違和感がありまして、新しい委員さんもらっちゃうんで、それができるっていう根拠をちょっと改めてお聞かせいただきたいんですけども。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） これにつきましては、毎回同じことをここ2年ほど言わせていただいているかと思います。行政実例のほうでも同時に出すことは問題ないと。ただし、その議決の順番を、そんなこともあり得ないとは考えておりますけれども、当初予算のほうを議決した後に補正予算を議決すれば問題ないというようなことで、そういった解釈をいただいておりますので、それに沿って提案もさせていただき、議決をお願いしてるところであり、議決もしていただいているというふうに思っております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 行政実例ではそのように書いてあるんですけども、その前段に、当初予算が成立してないのに補正予算を出すことはおかしいって書いてあります、行政実例も。ただし、同時に提出することは差し支えないというふうな解釈なんです。ですから、正しいか正しくないか判断は、で考えると、どちらかというと正しくないけども、出しても構わないということが行政実例で、それを根拠にこれらが出されてるんですけども、実は議会

運営のQ&Aというのがあって、これは我々のほうに配信されてるんですけども、その中でも当初予算と補正予算を提出することについて、議会の中でも、疑義ではないんでしょうけどおかしいっていうふうな意見がちょっと出つつあるんじゃないかと思っています。

それはなぜかという、議会改革から見ると、当初予算はまだ審議をして結論を出していないのに、一方で補正予算が出てくるっていうことは、当初予算当然成立するんだと、議決されるんだという前提で当局側が出してこれとるとということで、議会側のそういう議決権を軽んじてるんじゃないかというふうな議論も確かにあると思うんです。

そういうことがあるんで、今後に向けては安易に出すのが非常に私は理屈から考えてもおかしいと思いますし、できれば考えていただきたいなというふうなことも思っていて、もう少し研究をしていただければと思っています。これは要望だけです。

○分科会長（村岡 峰男） 要望でもういいですか。

○委員（松井 正志） 何かあれば。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） おっしゃることよく分かります。確かに本当に特別なことなんだろうとか、特別なことだと思っております。ということで、今回も昨年もそうでしたけれども、コロナの対策ということで、本当にいろんな言い方がございますが、この世界中の人が今まで経験したことのないような一大事というところということで、できるだけぎりぎりまで待った上で有効な対策を取っていきたいというところで、その辺、本当に特別なものだということでお認めいただきたいと考えております。

おっしゃったように、今後はそういった通常のことでこういったことがないようにしたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。

○委員（松井 正志） はい。

○分科会長（村岡 峰男） ほかはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本議案の討論・表決につきましても、後半グループの説明・質疑を終えてから実施しますので、ご了承願います。

以上をもちまして、前半の部を終了したいと思いますが、ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ここで分科会を暫時休憩します。

午前 10 時 28 分 分科会休憩

午前 10 時 57 分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） 休憩前に引き続き総務委員会を再開いたします。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑・答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

それでは、前半に引き続き、3 番協議事項、1 番付託・分担案件の審査について、アの委員会審査に入ります。

まず、第 3 号議案、豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 議案書の 3 ページをお願いいたします。第 3 号議案、豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明いたします。

本案は、2021 年度から 2025 年度までの 5 か年の豊岡市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により議会の議決を求めるものです。

変更の理由につきましては、令和 4 年度において過疎対策事業債を有効に活用するため、新たに事業内容の追加等を行うものです。

変更の内容は 5 ページから 9 ページにその変更箇所を記載しております。まず、5 ページの第 3 章、産業の振興では、城崎麦わら細工振興事業に普及啓発事業を追加しています。これは市内の児童を対象に、麦わら細工の歴史と魅力についての学習機会と制作体験を行おうとするものでございます。

6 ページをお願いいたします。第 5 章、交通施設の整備、交通手段の確保では、市道の舗装、側溝整備、のり面整備、簡易落石防護柵事業で、8 路線の整備を追加しています。

続きまして、7 ページでございます。これは橋梁長寿命化 1 事業の追加と、それと、ロクロ橋につきましては当該路線名を誤って記載していたため修正するものです。申し訳ありませんでした。

その他のところで、市道の照明移設や消雪装置整備、消雪ポンプ工事 4 事業、合わせて合計 14 事業を追加しています。

8 ページをお願いいたします。第 7 章、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、保育支援システムの導入、運用事業を追加しています。具体的には令和 4 年度に合橋認定こども園にコードモンの導入を予算計上しており、それに伴うタブレットの備品購入、回線使用料を対象とするものです。

同ページ下段、第 11 章、地域文化の振興等におきましては、城崎国際アートセンター設備改修事業を追加しております。

9 ページにつきましては、過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎ソフトの再掲をしております。参考としまして、全体の変更案を R0403 豊岡市過疎地域持続的発展計画案としてお手元にお配りしておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

本計画に掲載している事業の実施に当たっては、実施時点での財政状況を踏まえ、過疎債を有効に活用したいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 今回は新しい議員さんが多いんで、私が代わりによくしゃべってます。ご了承いただきたいと思います。

過疎地域の、後で出てくるような辺地もそうなんですけども、あくまでも財源の手当、その背景には、要するに他の地域に比べていろんな面で生活、生活水準ではなくて、いろんな条件が不利だということで、それを底上げするために財政措置がされとると思います。したがって、道路や河川とか、そういう生活基盤、社会資本か、そういうもののかさ上げについては何ら問題ないんですけども、例えば今回、保育システムの導入が入っています。こういうものについては本来は過疎だろうが過疎でなかろうが、一律にやはり公平にやるべきだというような施策だと思いますんで、過疎担当のほうの方のご意見とか考え方なかなか難しいと思いますけれども、こういうものについては今後、それ以外の過疎地域以外のところに展開をしていく考え方があるという前提でやらないとおかしいんじゃないかと思えますんで、そういうことについてのご説明いただけたらと思います。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 委員言われましたように、全市的にするものだというふうに思っております。この保育システムにつきましても、港地区、港の認定こども園でも来年度導入の予算化しておりますし、八条等でももう既にされています。その中で、全市的にやる中で、特にありましたように、この過疎債が使えるものについて有効に使ってこういう趣旨でございますので、あくまでも全市的に考えて、その中で対象地域については使っていくということで考えております。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○委員長（村岡 峰男） ほかに。ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第4号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 11ページをお願いいたします。第4号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてご説明いたします。

本案は、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、2022年度に辺地地域で実施する公共的施設の整備に対し財政上の特別措置を受けるため、豊岡市奥野辺地、日高町藤井辺地、日高町観音寺辺地、日高町羽尻辺地、日高町栗栖野辺地及び日高町山田辺地に係る総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

13ページから25ページの総合整備計画案をご覧ください。まず、14ページでございます。これにつきましては、豊岡市奥野において、市道奥野久美浜線ののり面崩壊箇所の補修工事を行うものです。期間は来年度の1年間で、事業費は2,000万円です。

続いて、16ページをお願いいたします。日高町藤井地区の市道藤井中森線の整備計画です。本道路は幅員が狭小で緊急車両の進入も困難な状況であり、北近畿自動車道日高北インター関連で整備される代替道路と一体的に整備をしようとするものです。来年度から令和8年度までの5年間の計画としており、総事業費は6,500万円です。

続きまして、18ページをお願いいたします。日

高町観音寺辺地です。市道栗山妙見線につきまして、老朽化が激しく、特に荷重を支えるためのはり、柱部分の損傷が激しいため、コンクリート部材の補修及び劣化防止対策を行うものです。来年度から令和6年度までの3年間の計画としており、総事業費は3,600万円です。

続きまして、20ページをお願いいたします。日高町羽尻辺地の市道河畑分尾線は、のり面の岩が風化し、市道への落石が多発しているため、のり面対策工事を行うものです。こちらは、来年度の1年間の計画で、事業費は450万円です。

22ページをご覧ください。日高町栗栖野において身近な地域で安心して受診できる体制を維持確保するため、神鍋診療所の整備を行うものです。2つございまして、1つは電子カルテ維持システムのサーバー等機器及びソフトウェアを更新するものです。もう一つは、自動血球計数CRP測定装置機器を更新するものです。こちらは来年度1年間の計画としており、事業費は742万5,000円です。

続きまして、24ページをお願いいたします。日高町山田辺地の市道山田地内線の側溝は、経年劣化により漏水が発生している箇所があり、流末の護岸が崩壊のおそれがあるため修繕を行うものです。こちらは来年度1年間の計画としており、事業費は600万円です。

これらの事業の財源として辺地対策事業債を有効に活用したいと考えております。

先ほどもありましたように、市全体の中でこの辺地に該当する地域に対して財源を充てるためにこの箇所を選定していくというものでございます。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（田原 宏二） ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですが、辺地法で辺地の定義は確認したんですけども、全てに辺地度点数というのがありますが、この算出方法といいますか、この方法と、あと何点以上が辺地になるのか、その辺り

をちょっとお願いします。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 点数につきましては、役場からの距離、それから医療機関からの距離、郵便局からの距離、小・中学校、それから駅、または停留所等までの距離、こういったものを点数化をして、それを計算するというものです。

点数については、今100点以上が辺地ということで認定をされております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（田原 宏二） その役場というのはこの本庁が基準でしょうか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） たしか振興局で計算をしていると思います。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（田原 宏二） そうしますと、栗栖野と山田を比較しますと、栗栖野が107点、先ほど言われたように診療所が近いということがあるのかなと思うんですが、山田においてもそう診療所から大して距離変わらないかなと思うんですけども、107点と176点と大きな違いがあるんですけど、この辺りちょっとだけ教えていただいていた方がいいでしょうか。

○委員長（村岡 峰男） 分かりますか。

どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） すみません、ちょっと細かなデータを持ってきておりませんので、また後ほどその点数の計算式についてご提示させていただきたいと思います。すみません。

○委員（田原 宏二） 分かりました。結構です。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 関連して、もし後で教えていただくんであれば、現在の豊岡市内の全ての辺地がどのぐらいあるかどうか。さらに、全ての地域に対して、要するに辺地をどう点数を計算されたことがあるかどうか。いわゆる財政上のそういうことを受けるためには、例えばエリアを旧村単位にするほうが有利な場合もありますし、行政区単位にしたほう

がいいし、例えばゲリマンダーではないでしょうけども、何か区画を別の区画にしたほうが有利なことがありますんで、そういう有利なことをするために何か工夫をされているようなことがあれば、それも教えてください。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 現在、豊岡市、43の辺地が該当しております。

○委員長（村岡 峰男） 43。

○政策調整課長（井上 靖彦） 43です。

○委員長（村岡 峰男） はい。

○政策調整課長（井上 靖彦） それで、基本的には区単位、行政区単位が基本になっておりますが、2つ以上の区についても囲みをして辺地とすることができます。昨年度に全ての地区を見直しまして、これまで単独でやってたものを2つにまとめる、あるいは3つにまとめるといったことをしておりますので、全地区を見直してかなり辺地の箇所はたくさんになっております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

ほかにどうですか。

○委員（前田 敦司） よろしいですか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（前田 敦司） ちょっと関連して辺地とか過疎に関して改めての確認なんですけど、過疎地域として認められると7割国が出してくれたり、出してくれるという表現がいいのか分かんないんですが、あと辺地だったらその8割がというふうになるようなことはふわふわと勉強させていただきました。まだ浅はかでございます。

その中でこの辺地だったら8割は国、その上限みたいなものはあるんでしょうか。例えば、もちろん必要なことありきで事業計画を立てられて、それが、ここは辺地だからこういう国の支援を受けられるという表現がいいのか分かんないんですが、ものがあるとしたときに、国としてはここまで、そういった審査基準があるのか、なぜ今回この対象地域が事業の計画に入ったのか、その辺りをよければ教えていただけたら、お願いします。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 今、前田委員がおっしゃったのは、いわゆる起債の話だろうと思います。おさらいですけれども、その起債を借りる際には、過疎債、辺地債とも充当率は100%で、交付税の措置率が過疎が70%、辺地が80%ということでございます。

それを借りる際に限度があるのかというようなところのお話なのかなと思うんですけれども、年間起債計画ということで、市は県を通じて国のほうに大体このぐらい借りたいですっていうのを出すようにしております。ですので、その枠が最近ちょっと過疎のほうも厳しくなっているというような状況もございますので、1次で出して、またこの市町も事業費が確定してきますと減額に働く部分もございますので、そこで2次の追加があつて、また事業が収まっていくみたいなのがございます。辺地も過疎も同様でございまして、どちらかというと辺地のほうが枠が小さいのかなというところはございますけれども、そういったところは何とか県を通じて、あるいは国のほうにお願いをして、計画してる事業ができるだけできるようにということをお願いして、対応しているというような状況でございます。以上です。

○委員（前田 敦司） ありがとうございます。じゃあ、上限というよりは、その必要をちゃんと県なり国なりが判断されて、それで対象になるかどうかということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（村岡 峰男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） じゃあ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第5号議案、豊岡市定住自立圏形成方針の廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 議案書の27ページをお願いいたします。第5号議案、豊岡市定住自立圏形成方針の廃止についてご説明いたします。

本案は、平成24年に策定しました豊岡市定住自立圏形成方針を廃止するため、豊岡市議会基本条例の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、国の定住自立圏構想について簡単にご説明いたします。この定住自立圏構想は、既にある程度の都市機能を持っている中心市と近隣市町が相互に役割分担をして連携協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受皿を形成しようということで、総務省が全国的に推進している施策です。

具体的には、一定の要件を満たす中心地と近隣の市町が1対1の協定を締結することにより構想の上での圏域を形成するもので、中心市の豊岡市、それから近隣の朝来市、養父市、香美町、新温泉町の3市2町で但馬定住自立圏を現在形成しております。

この構想では、中心市と別の周辺市町とが協定する圏域のほかに、特例的に広域的な市町村合併を行った市が一つの市単独で設置するという、その特例圏域が認められています。

また、この2つの圏域は同時に取り組むことが可能となっており、参考に第5号議案の資料でつけておりますように、よろしいでしょうか。2ページになりますけれども、合併前の豊岡市の区域を中心市として、合併前の城崎町、竹野町、日高町、出石町及び但東町の区域を周辺地域とする豊岡市における定住自立圏と、それと3市2町の2つの区域で取り組んでいるところです。

但馬の定住自立圏構想についてはこの2つの地

域、但馬の3市2町と、それから今の豊岡市、旧豊岡市を中心市として旧5町、これを周辺とみなす、この2つが存在をしているということです。

今回、廃止しようとするこの定住自立圏形成方針につきましても、各市町の1対1の協定に代えて、先ほど言いました合併前の1市5町、1つの圏域とみなすために策定をしたという経緯がございます。

それで、来年度から始まる第3次の但馬定住自立圏共生ビジョン、これは圏域の将来像や推進する具体的な取組を記載したのですが、これを策定するに当たり、この豊岡市区域の取扱いを検討しました。間もなく合併後17年が経過する中で、中心地域と周辺地域が相互連携し機能分担とするという考え方がそぐわないんじゃないか。現状は基本構想や地方創生総合戦略に基づき、一体となって市全体で施策を実施していることから、この第3次共生ビジョンの策定を機に豊岡市定住自立圏形成方針を廃止し、豊岡市単独の豊岡市区域をなくし、但馬3市2町のみを但馬定住自立圏の圏域としようというものでございます。

なお、定住自立圏に取り組む市町に対する支援として、特別交付税が中心市に対しては1億800万円程度、これは上限になるんですけれども、これが措置をされています。形成方針の廃止、つまり豊岡市区域をなくしてもこの影響はなく、上限額に変わりはないということでございます。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ないようですので、質疑は打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よ

って、第5号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第7号議案、豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 33ページをお願いいたします。豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定についてご説明いたします。

最初に提出しております7号議案の資料をお願いいたします。これにちょっと概要をまとめております。

まず、1、地方創生応援税制、これが企業版ふるさと納税の正式名称になるんですが、企業版ふるさと納税とはということで書いております。企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大約9割の税制上の優遇措置を受けることができる制度です。企業にとりましては社会貢献としてのPR効果や地方公共団体へのパートナーシップの構築等のメリットがございます。

下にその寄附の控除の関係が書いてありますが、通常寄附の損金算入の3割に加えて、最大6割の税控除が受けれるというものでございます。

その下になりますが、本市も上記の地域再生計画を策定し、2020年の4月に国の認定を受けました。これにより豊岡市地方創生総合戦略に記載している事業について、企業版ふるさと納税による寄附を受けることが可能となっております。

ただし、本制度の活用に当たっては留意事項がございます。4点記載しておりますが、まず、本社が豊岡市に所在する企業はこの制度の対象とはなりません。（2）で、1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。（3）で、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることはできません。（4）寄附額は総事業費の範囲内とする必要がございます。これに基づきまして、昨年度は4件、240万円の寄附を企業のほうからいただいているところでございます。

2ページ目でございます。条例制定の目的でございますが、この制度では原則的に寄附をいただいた当該年度の地方創生事業に寄附金を充てることとなっておりますが、企業版ふるさと納税地方創生基金条例、基金を設置することで翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となります。つまり複数年度にわたってこの寄附を使うことができるというものでございます。

すみません、そこで、議案書のほうに帰っていただきまして、35ページの条例要綱でございますが、こういった趣旨から今回基金条例をつくろうとするものでございます。

第1条につきましては、先ほど説明をいたしました基金の設置目的を定めておりますし、第2条につきましては、積み立てる額として企業版ふるさと納税を受けた額のうち、市長が定める額、基金の運用から生ずる利益の額、そのほか予算で定める額としております。第3条から第7条については、他の基金と同様に基金の管理や繰替え運用、運用益金の処理、基金の処分、委任事項について規定をしております。

附則で施行日は公布の日からとしております。

申し訳ございません、再度説明資料にお戻りいただければと思います。2ページの4の参考でございます。ここに基金を活用した事業スキームというふうに書いてありますが、実は具体的に2月17日の日に信金中央金庫、東京が本社になりますが、ここから1,000万円の寄附をいただいております。これは信金中央金庫が創立70周年を記念して実施されているSCBふるさと応援団という事業、全国的に展開されているんですが、これに但馬信用金庫の推薦を受けた豊岡市の取組、移住・定住ですとか事業承継支援事業、これが採択されたもので、これの要件として交付後3年間という複数年度の事業として使ってくれという、そういう募集要項であったことから、今回、寄附をいただくに当たって基金を設立して活用を図ろうとするものです。

寄附金の受領に関しましては、3月補正で予算措置を行っておりまして、今後の基金の管理につつま

しても環境経済課のほうを担当することになっております。

なお、このイメージにありますように、寄附金のうち本年度は200万円を一部充当し、年度末に800万円の執行残と市からの繰入金10万円を合わせて基金に810万円を積み立てる予定であります。令和4年度以降に基金を取り崩して実施をしていこうというものでございます。

(2)には、個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税の制度の違いを書いておりますので、またご参照いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長(村岡 峰男) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員(松井 正志) 資料のほうの制度活用の留意事項の一番最後、4番ですけども、寄附額は事業費の範囲以内とする必要がありますというのは、この事業費というのは地方創生事業、市の事業のほうですわね。ということは、寄附額が例えば1,000万円あって市の事業が200万円だったら当然1,000万円は充てられないから、これあえて範囲内とする必要がありますっていうこと、どういう意味、あえて、なぜこういう規定なんですかね、ちょっとよく分からないんですけど。

○委員長(村岡 峰男) どうぞ。

○政策調整課長(井上 靖彦) 国の制度設計の中で、例えば今年度200万円の事業がございます。市の事業です。それに対して企業のほうから寄附をしますといったときに、当然その事業費の200万円の範囲内で寄附を受けなさいというルールがございます。

○委員(松井 正志) 1,000万円を受けられないと、例えば200万円の事業しかつくってなかったら。

○政策調整課長(井上 靖彦) これを複数年度にわたって分けていける場合には、基金を使ってやればオーケーですということです。

○委員長(村岡 峰男) どうぞ。

○委員(松井 正志) 1,000万円を一旦受け取って、今年は200万円を充てました。その800万円は基金に入れておきますというやり方は駄目なんですか。

○委員長(村岡 峰男) どうぞ。

○政策調整課長(井上 靖彦) 基本的に、駄目というか、今回それをしようとしてまして、200万円を今年度充てて、来年度に800万円を3年間なりに分けて使っていこうということでございます。

○委員長(村岡 峰男) どうぞ。

○委員(松井 正志) その運用ができるんだったら、あえてこれ4番書く必要がないような気がするんだけど。

○委員長(村岡 峰男) どうぞ。

○政策調整課長(井上 靖彦) 国のルールとしてこういうことになっているので記載をさせていただきました。例えばどこかの企業が1億円なりを寄附しますといったときに、例えば事業承継の事業があったとします。それが1億円に満たなかった場合でもこういう寄附を、本来は市の事業で1,000万円しかなかったら1,000万円しか企業から受け取れない。ですけれども、1億円あげるって言われたら、基金に積んでおけばいけるということで、国の制度設計はそうなっているということでございます。以上です。

○委員長(村岡 峰男) いいですか。

ほかの方はどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第8号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を

改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 37ページをお願いいたします。第8号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例案は、本市の組織、機構についての見直しに伴い、事務分掌条例の一部を改正するものでございます。

40ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明をいたします。1の改正の内容ですが、第1条でデジタルトランスフォーメーション推進部を設置することを定めています。第2条では、デジタルトランスフォーメーション推進部の分掌事務をデジタルトランスフォーメーションの推進、情報化の推進及び行財政改革の推進に関する事項とすることを定めています。

次に、附則の第1項で、この条例の施行期日を令和4年4月1日とすることを定めています。附則の第2項では、豊岡市行財政改革委員会条例について所要の規定の整理を行うことを定めています。

41ページから43ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

また、第8号議案資料として、2022年度の市の組織案について、係も含めて変更箇所を新旧対照表で表しておりますので、ご清覧いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 昨日も人事課長さんにご質問しとったんですけども、今回の組織改正で、デジタルトランスフォーメーションの業務と行政改革を同じ課で、あるいは同じ係、係になるのかな、同じ係で所管することになるんですが、その際に行政改革という既存の事業を見直すという担当と、それからデジタルトランスフォーメーションという、それを使った行政改革ももちろんできるんでしょうけ

ども、それ以外に本来のデジタルトランスフォーメーションという新しい事業に取り組む業務が一緒の混在する組織になって、特に問題なのは課長であるとか部長の立場でいうと、例えば行革をやりながらこっちもやらんなんということになったときに非常にやりづらいんじゃないかというふうな懸念が想定されます。

例えば部長と担当参事、課長と担当参事というようなことの、職制で分けられればいいと思うんですけども、非常にやりにくいように感じるような質問をさせていただいたときに、政策調整課参事は、将来的には、要するにデジタルトランスフォーメーションは行革を離れてさらにいろんな拡大をしていくんだけど、当面の間は狭い範囲で、市役所の中の行政改革のような場でデジタルトランスフォーメーションを拡張するというような説明があったんですけども、そういう説明というんか、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） DXの推進戦略の骨子のほうにも長期目標とそれから短期の戦略目的、ここ数年で行うものというのがありまして、その戦略目的がこの庁内のまずやり方を見直そうというものでございますので、当然そこは行革と一体となって進めていくのが効率的という判断で今こうしております。

その後につきまして、当然市内全域ということもはっきりするとは思いますが、そのときにどうするかというのはそのときの判断かと思えます。以上です。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 塚本部長、部長職として、例えば自分が行革を担当しながら事業を持っていったときにどんな感じに受けられるか。今は行革の担当の参事が別におられるんで、設置されてるんで非常にやりやすいと思うんですけども、そういった違和感は感じられませんか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 確かにおっしゃるよ

うにデジタルトランスフォーメーションで、何ていうか、市役所内部だけの話ならいいんですけど、外部の市全体という話になったときにはちょっとどうかというイメージがあります。ただ、今回はちょっと取りあえずまず新しい部をつくってみて、今の、先ほど申しましたように、まず内部のほうの業務改善ということをやってみてということで、ほかにもそれぞれ交付金なんかを申請して考えているというところもありますけれども、何か今3つほど交付金を考えてるようですけども、そちらのほうが進んでくれば、また場合によったら部参事とかそういう話も出てくるのかなという気はします。取りあえずはまずやってみてということでございます。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

○委員（松井 正志） はい。

○委員長（村岡 峰男） ほかの方、どうですか。

○委員（前田 敦司） よろしいでしょうか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（前田 敦司） すみません、確認なんですけど、今回デジタルトランスフォーメーション推進部の中に情報推進課と情報推進係ができて、ちょっと飛んで、環境経済部の中に情報戦略係というのができるというふうに認識してます。これは情報を使って戦略的にアクションを起こしていくので、環境経済部の中の大交流課の中にそういうものができるというふうな認識でお間違いなかったでしょうか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 情報推進課の情報推進係につきましては、地域の情報化ですとか庁舎内のコンピューターシステム、主に環境整備をしようとするもので、大交流課の情報戦略係はシティプロモーション、要は豊岡市が外に打って出ようと、そういうことをするものでございますので、そういう役割分担をまずするというところでございます。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

○委員（前田 敦司） 分かりました。

すみません、今回のデジタルトランスフォーメーションの推進というところにも大きく絡んでいることではありますよね。特にそれ以外の話の中で出

来上がったものなのか、今回のDX推進というところが関係してできたものなのか、そこだけちょっと教えていただいてもいいですか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 表にもありますように、もともと情報推進課がございまして、その業務がDXのほうに丸々移るということで考えております。それと行革の分野がデジタルトランスフォーメーション推進部に移るということになります。一方で、大交流課の戦略については、かねてから情報発信の分野をいろんな部署がやっていたソフト部門を集約してやるということなので、もともとあるものを集約していったということで、デジタルトランスフォーメーションで外向きの情報発信をしようということでは、そういう議論はないです。

○委員（前田 敦司） はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（村岡 峰男） ほかにはございませんか。どうぞ。

○委員（松井 正志） デラックスじゃないほうです。別のところを質問させていただきます。

コミュニティ政策課にまず生涯学習と多文化共生がくっついているんですけども、まずこの狙いを教えていただきたいのが1つと、それからもう一つ、スポーツ振興課、文化振興課とそれぞれ独立した課があったのを今回統合されます。それはいろんな意味があると思うんですけども、スポーツ振興の立場からいくと後退だというふうに取れるというふうな批判が出る可能性があるんですけども、そういうことについてはどのように考えておられるのか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） まず、多文化共生につきましては、政策調整課で、これまで戦略的な部分ということで神戸大学とかと共同研究をして推進プランをつくるということまでしました。ここを政策調整課としては、先にまず調査なりをして、ほかの部署で実務を、これをするという、そういう流れがございまして、今回どこがいいかと考えたときに、生涯学習課が、広い意味で人権を持ちながら、

あるいはいろんな外国人が地域で活躍するっていうようなところも含めて、生涯学習課が適当ではないかということでそちらに移したということでございます。

もう一つの文化とスポーツの統合でございますが、それぞれ課であったものを一つにするっていうこと、これまでからも少し議論はございまして、やはり忙しい時期等がそれぞれにありまして、なるべくそこをたくさん的人数でしたほうが効率的ではないかということで今回統合に至ったということで、決して衰退をするということではないというふうに思っております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 多文化共生はそのとおりでいいと思います。今おっしゃったように、いわゆる政策調整課の政策調整係というのは、所管が他にないような、いわゆる企画係的な仕事も持たざるを得ないと思いますんで、そういうものをちゃんと整理されたということはいいいと思います。

一方、スポーツ振興課については、従来からオリンピック以外の仕事をやってないという批判もあったんで、今回このようになったんでいいんじゃないかと思います。以上です。

○委員長（村岡 峰男） 今のは意見ですね。

○委員（松井 正志） はい。

○委員長（村岡 峰男） ほかにはないですか。

オリンピック以外もやっとならうけど。

はい。

○委員（浅田 徹） 私も、今度DXの推進部というふうな事の中で、組織と言いますか、1人、今デジタル庁に派遣をするというふうなことがあったと思うんですね。市としては、大きな今度、新市長の新たな目玉としてDX元年というふうなことでいけば、逆にやっぱりデジタル庁から中堅クラスの職員来てもらって、今みたいな現状を把握しながらやはりそれがあ程度短期間に、もうスタートダッシュも含めて、取りあえず集めてやってみるんじゃないかと、そして例えば何年のまあ、そういう中堅ぐらいを派遣して、何をどのぐらいの期間でそう

いう、言わばノウハウを持って帰るのか、何を期待するか。やはり国も国策として全国的にDXを推進していく中で、本当に豊岡がそれをやるんなら、むしろ逆にそういうところから招致して、言わば先導役として太いパイプで国ともやっていくほうが私はなじむかなというふうなことを思ってます。その辺の、こういう形になったという経緯と期待するもの、これもちょうと教えていただきたいなと、まず。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 当然部をつくって推進していくということでございますので、それに関して外部から有識者を呼んでくる方がいいということで協議、内部で、組織ができてから、あればそういったことになっていこうかというふうに思っております。

○委員（浅田 徹） 派遣のほうはどんな。

○政策調整課長（井上 靖彦） こちらからの。

○委員長（村岡 峰男） 向こうからの。

○委員（浅田 徹） 今度は、いやいや、こっちからどのぐらいの限定でやはり、何を吸収できるのか、国に派遣するということじゃなかったかいな。そうだな、1名。その狙い。（「そりゃ、人事のほうだ」と呼ぶ者あり）ただ、まあ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） こちらは詳しくは聞いてないです。

○委員（浅田 徹） だから、それは状況を見ながら、まあまあ、新たな政策っていうのは、合併のときもそうなんだったけれども、例えば総務省からそういうのを招致して、当時は副市長だったわけけれども、やっぱりいろんなノウハウ、それからいろんな手続もだし、あとここでいろんなそれに伴う支援も含めて一気にスタートダッシュっていうのが望ましいかなと思うんで、豊岡はじゃぼちぼちやりまんねんと。今あるものを取りあえず部にしてということですね、確認です。

○委員長（村岡 峰男） どうですか。

若森参事。

○政策調整課参事（若森 洋崇） まず、デジタル庁からこちらにという話は、正直ない、無理な話だと

思います。つまり、今デジタル庁が人が足りなくて、市町村で実務をやった人に来てほしいという、今そういう状態なんですね。なので、今々デジタル庁から人に来てもらっているのは難しいと思っています。

デジタル庁がやろうとしてることとか国全体のDXの流れ、そういったものをちゃんと私たちが把握するために、当初予算でも計上させていただいている情報推進アドバイザー、情報推進アドバイザーのうちお一人はそのレベルの方のアドバイスをいただいて、昨日少し金額が高いんじゃないかというふうな議論があったんですけど、かなりハイレベルな方、兵庫県が、これは兵庫県の話、兵庫県がITカリスマというのに認定したような方にアドバイザーとしてお越しいたいただいて、今浅田委員さんがおっしゃったような国全体の、何だろう、幅広くて高い知見をいただきたい。そういう人材からいただきたいというふうに思っております。

将来的にはもしかするとデジタル庁からというふうなこともあるのかもしれませんが。以上です。

○委員長（村岡 峰男） はい。

○委員（浅田 徹） 確かに確実にこれということはない。いろんなことを吸収しながら、確かに長い短いとは別としてやはりいい意味でスタートを切る、その中では高いところの目標ということの中で、いい、そういう面での情報をしっかりともらっていたきたいなと思います。

それと、今の松井委員からもあったわけですけども、非常に豊岡、このままいけば、もうスポーツ事業という面では本当に全国的な、マラソンですね。合併までは円山川があり、また神鍋、ここに一本化したところが時期の問題、いろんなことがある中で、全てのイベントも今なくなってる。施設はある。雪もあればということの中で、社会スポーツ、全国に向けてこれだけの言わばロケーションといいですか、海あり高原あり山ありというふうなことの中で、やっぱりスポーツに特化した課を、スポーツと文化とマッチングということの中で、かなり私は、後退というよりも、何を市民に向けて、やはり元気

のあるスポーツ交流の大きな目的もあると思うんですけども、ちょっと何か後退かなというのが一つと、特に文化の関係ですね。文化をくつつけるいうことですけども、今、見ても組織系統、本庁職員は少ないんですけども、各振興局と文化施設たくさんありますね。言わば維持管理事業の部になると思うんですけども、トータル的にこの辺のイニシアチブというのはどうなんですか。

スポーツも文化も、やっぱり今でいけばある程度のスポーツに特化したのが、ある程度、人員見てましても、スポーツ振興あたり、課長、課長補佐、やはりそれぞれスポーツを若い頃、今も継承しながら指導されたりという方がかなり見受けられるんですけども、この辺どうでしょうね。人事も含めて、いやいや、行政事務としてひっつけてやりまんねんみたいな、そんなことなんじゃないかな。

それとも、いやいや、これはもっと推進したいというところの、やはり事業課ですので、その辺の考え方をちょっと教えていただければなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） ちょっと人事のことは分からないんですけども、組織としての、先ほど後退じゃないかということについては、先ほども松井委員にお答えしましたように、そういったことはなく、2課を1つに統合することで効率的にしようというものでございます。

先ほどもありました施設の関係もでございます。それぞれの課で文化振興課は文化施設、スポーツ振興はスポーツ施設、それぞれの担当がそれぞれのことをやってる状況でございますので、その辺りも効率化になるのかなというふうに考えております。以上です。

○委員（浅田 徹） それ以上のことは言えませんので。

○委員長（村岡 峰男） はい、じゃあ、よしとして。

○委員（浅田 徹） 心配しておりますが。

○委員長（村岡 峰男） ほかにないですか。

どうぞ。

○委員（小森 弘詞） 1点教えてください。

組織の再編があるわけですが、市民向け、対外関係機関向けの周知、案内というのはどのように計画されますでしょうか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） ホームページのほうでは、4月1日にまた組織改編がありましたというのをお伝えしますし、市の広報につきましても、4月25日号ではこういう変更があったということはお伝えします。あとは、各関係部署のほうで関係するところには伝えていくものと思っております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（小森 弘詞） 目玉政策ですし、地域コミュニティの関係ですとか関係団体も多いと思いますので、市民に混乱とかがないようにぜひ丁寧なご発信をお願いしたいと思います。

○委員長（村岡 峰男） いいですね。

○委員（小森 弘詞） はい。

○委員長（村岡 峰男） ほかはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第9号議案、豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原田防災課長。どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 45ページをお開きください。第9号議案、豊岡市消防団員の定員、任免、

給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明します。

本案は、消防団員の欠員や高齢化が進む中で、竹野消防団の分団再編を行うに伴いまして、定員を見直すこと、また、非常勤消防団員の報酬等の基準の考え方が国から示されたために、報酬等の支給区分を見直すものです。

48ページをお開きください。条例案要綱により説明します。改正の1つ目として、豊岡市竹野消防団の定員を358人から213人に減じます。2つ目として、消防団員に支給する報酬等について、費用弁償としていた出勤手当を報酬に改めます。報酬区分を年額報酬と出勤報酬の2つといたします。

また、附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日からとしており、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、従前のとおりとします。

49ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

昨日も随分突っ込んで議論がありましたから、何だ、昨日済んだがなという感じがしないでもないですが。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 今後、団員数の確保が大変難しい状況の中で、議会の一般質問でも多団制か1団制というふうな発言もあったんですけども、私自身は1団制は確かに効率化という面ではメリットありますけども、広い地域を考えると、多団制のような各地に拠点を置いておかないと、周辺部と中心部の差が極端に広がってしまうというふうに感じています。

したがって、今後の団員確保に向けてはそういうふうな戦略的というんか、将来をどうするかということを含めて組織改正をされたと思いますし、今後そのようなことを検討されていくと思うんですけども、多団制の今後についてはどのように考えて

おられるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 今委員おっしゃられましたように、やはり市域が広がります。それから、あと、現場の判断というのは、やはり災害時なんかは非常に至急を要するような案件もたくさん出てまいります。そうなってくると、やはり多団制でしっかりとその現場の責任者が指揮監督するということが必要なのかなというようなことで、今後も多団制、先日も答弁ありましたけども、すごい長年にわたりまして議論した結果により多団制がよかろうというのは、今まさにそういったような理由から来ておることですので、よほど、例えば消防団員数が激減していくとか、そういった現象があって、どうしても消防団、各分団の編制等、検討がどうしても必要だということになれば、消防団のほうからのご意向なんかも併せてまして議論をさせていただきたいというふうに考えております。というところでございます。以上です。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 一方で、市町合併以後、事務の一元化ができてないのは消防団と選挙事務だと思うんです。選挙事務は、昨日ちょっとそんなご見解いただいたんですけども、消防事務というんか、消防団というのも要するに一元化というんか、それぞれの個性がある、固有のやり方を踏襲されてると思うんですけども、それはもちろん士気を高めるため、あるいは地域に合ったやり方をこれまでされてきましたんで、それが一番いいのではないかなというような感じもしますけども、そういういながら一定の尺度で公平に、あるいは見直しをすべきところは見直ししたほうがいいと思いますんで、そういうことについても何か今後に向けての、多団制を維持する上でのさらに効率化を進めるための手だてを考えておられるようなことはないのか、今後に向けてはどのような考え方で進められるのか、もしお考えがまとまっていれば教えていただきたいと思います。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 私の口から申し上げてい

いものなのかどうかはちょっと疑問があるんですけども、やはり消防団、災害時に非常にお力になっていただいているというか、ほぼ本当に消防団の活躍がなければ豊岡市というのは災害対応成り立っていないというような状況の中で、先ほど言いましたように消防団は多団制を敷いていると。そんな中で、その消防団を事務的にサポートされるっていうことになると、やはりそれぞれの振興局に消防団の担当がいて、そこを円滑に進めるというようなことは、災害、広く消防活動に限らず、災害時なんかにもそういったことは大切ではないかというようなことは私は思っております。

ですので、ちょっと話は人事みたいな話、組織の話になってしまうのかもしれませんが、防災課長といたしましては、そういったところを維持していくほうがより災害対応には有効ではないのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 消防団の方になかなか指示するって難しいと思うんですけども、職員同士というんか、各地域振興局に消防主任というか消防担当といえますか、そういう方たちの定期的な研修会というようなものはやっておられるのかどうか、やる必要はないのか、そこである程度の姿勢を一致することによって、大きな意味で消防団をある程度こう、誘導まではできないにしても調整ができるのではないかなというふうなことも考えられますんで、そういうことをやっておられるのかどうか、やるおつもりがあるのか、お考えをお聞きます。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 実は消防担当者、主任の皆さんとは、年3回ほど消防主任の担当者会というのを、ずっと半日ぐらいの時間を取りまして開いております。具体的に例えば研修会をしたりっていうことになると、消防団なんかで、例えば全但消防協議会であったり、豊岡の消防連絡協議会であったり、当然消防団員、団長さん方と一緒に消防主任が同席します。そこで、いろんな防災やら消防に関するいろんな有識者の方からの研修を受けてるっていう

ようなことで、広く薄くかもしれませんが、そういった機会がございます。

そして、今委員おっしゃられた市の職員の中での研修となると、正直なところ防災訓練だったりとか、あと出前講座なんかの情報を共有したりだったりとか、今消防担当者会議の中で今の方向性なんかの一致を図っていくというような機会がありますので、研修ということではないかもしれませんがけれども、そういった機会はありますので、今後ちょっとそういった面につきましても検討ができたかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

ほかはどうですか。

どうぞ。

○委員（浅田 徹） 今の議論を聞いていまして、特に今回竹野について、定員を非常に、145名も減じられるというふうなことは大きな人数だなと思ってます。

これは南竹野に関連することじゃなくて、竹野地域、各消防団の今の、実数とは言いませんけども、まあまあ実態も併せて、この程度じゃおかしいですけども、減じられる。それで、今の、特に合併をされる、合併というのはそれぞれ南竹野、今度そこを1団と、それは今までの3分団から1分団、その人数のちょっと移行、どのぐらいになるのか、現行が今それぞれ3分団が1つになるということ、その人数についてちょっと確認をしておきたいと思えます。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 現行、実員といいましょうか、数でいきますと、4、5、6という分団が3つあったわけなんですけど、ここで現有数としましては77名ほどおられました。そこに、今度新たに今の竹野南のところに、南地区で1つの第5分団というようなことになりますけど、そこが64名になるということでございます。以上でございます。

○委員（浅田 徹） じゃあ、今そこだけでもまた、要は13人ほどというふうなことですけども、145人っていったら全部を見直す大きな数ですね。こ

れで一応、詳しいことは分かりませんが、分団活動等をこれで維持できるという判断はやはり防災課のほうでされたかということが1つと、ほかは全く今までの現状どおりというふうなことになってますけども、これはどうなんでしょう。今回の、当然手当の見直しも含めて各分団でいろんな話が、区長会をやっておられると聞いてます。その辺の、今の実際定員数と実態等、その辺の不足も含め、今かなり4月以降、団員数の増じゃなくてむしろ減のほうがあるのかなと思ったけど、その辺の、今は竹野ですけども、全体的なことも含めての見直しというんか、この手当じゃなくて。その辺はどうお考えでしょうか、ちょっとそれで聞かせてください。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○竹野振興局地域振興課参事（山根 哲也） まず、竹野のお話をさせていただきます。

現在、定数は多いですけど実団員数が262人ということがあります。その中から高齢者であったりとか、竹野町在住でない方で出初め式しか来られない方、あるいは活動実績がない、いわゆる幽霊団員等々の方を除いて調整をした中で今の人数、新しい新定員というところに図って、各団の意向をお伺いしながら実際のところ、でも、そう言いまして最低でも定数30人はそれぞれの分団で活動する上では必要だろうというところを踏まえた中での新定員数を決定しております。

今回、あわせて、今はコミュニティがありますので、コミュニティ組織の単位でやったほうが横のつながりもやりやすいだろうということで、竹野の浜地区で竹野コミュニティの組織のところで1、2、3分団あります。中竹野が4分団、第5分団が竹野南コミュニティというようなところで、その辺りも若干、若干というか、浜のほうにつきましては行政区の見直しも実は中に入れていて、その辺のことも十分、分団の中で検討した中で今回の結論に至ったということでございます。

今、いよいよ4月1日から新しい体制になりますので、ただいまその新しい団の団員名簿の提出、新しい定数を踏まえた中での調整を図っていただい

た中での新しい団員名簿の提出をお願いしているところでした、今、5分団のあるうちの2分団からは定数どおりの報告をいただいております。あと残り3分団につきましては、まだ報告はないですけども、お聞きしてるところによると2分団はそのまま、定数どおりの報告をいただけるものだ。あと1つ、今回新第5分団、ここは一番大きな懸念をされたところでの再編だったんですけども、ここについては1名減、この人が辞めるんだったらわしも絶対辞めるみたいなことで、なかなかちょっと調整をつけられない方が新5分団であるというのはお聞きしておりますけども、1名減ということで4月からの活動については支障なくスタートが切れるものだというふうには考えておるところでございます。

竹野の状況については以上でございます。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 豊岡全体の定員の状況なんですけども、実は、定員についてはどうしてもそれより少なくなっている、実員についてはっていうようなことがございます。ただ、今のところまだ、例えば前提として分団の再編が必要なかどうかみたいなことがあって定員を触るっていうようなことにはなると思うんですけど、そういった再編をしないといけないというようなことの喫緊の、今の竹野南のような状況というのは各団とも聞いてはおりません。

ただ、実際の消防団の定数に対して非常に実員数が少ない、それはなぜかということ、例えば過去の歴史の背景があったり、地区の消防の自動車なんかを消防団員さんが活用して消防活動に当たってらっしゃったりした地区については、どうしてもその車に合わせて人員を配置しているということから、定員がすごい大きくなっているようなところがございますけども、実員数が実はそこまで全然至ってないみたいなところも一部ありますので、まずそういったようなところが検討としては上がってくるのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） ちょっと、まだ長いかな。ようけあるか。

○委員（浅田 徹） いいえ、いや、まあもう。

○委員長（村岡 峰男） ちょっと時計があれなんで。どうぞ。

○委員（浅田 徹） いやいや、まあ、いや、非常に、やはり実態数に合わせて見直しをされた、かつ実態の幽霊もさらに精査されたというので145人減となります。いろんなところからの情報で聞けば、かなり今回見直しということになったときに、防災課としてはやはり動ける、まあ、そんな、本当に幽霊さんじゃないけど、そういうのを竹野の一つの先行事例として、各町の各、言わば消防団なり分団に行って、手当の見直しも含めてですけど、個人に行くわけですから、そういうのを指示されたり、もう一遍ラインの見直しをお願いしますというふうなことについてのアナウンス、方向なんか出しておられるんでしょうか、指示といいますか。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 実は竹野のこういった動きに合わせていいでしょうか、その後を追って各団のほうに、いわゆる先ほど浅田委員おっしゃられました、要は活動実態のない方については確認をしてくださいというようなことをお願いをしております。

その結果、また今後、これに応じて同じようなやり方になるか分かりませんが、各消防団で活動がまずしっかりできるかどうか、その上で実員数との開きがあれば、やはりそういった同じような動きにはなってくるのかな。人口がもうはっきり減少しておるといような状況の中で、ある意味そういうところが難しいことがございますので、その一方でしっかりと消防団の団員勧誘というんですかね、そういったことにも手を加えていかないといけないという認識はしております。以上です。

○委員長（村岡 峰男） はい。

○委員（浅田 徹） もう一つ。そういう消防団の、むしろコンパクト化よりも、少ない活動ということで、常備のほうはどうでしょう。それに伴って竹野のほうにね、今の状況ではそういう団員数も少なくなる、なかなか消防車も出にくい、なかなか日中、みんな

働きに行ったりという現状を踏まえて、それぞれ今の常備のほうにもさらにこう、言わば消火活動をほとんどそちらが背負われんなんということを思うんですけども、それについてはもう今までどおり、それは予防も含めてしっかりとやりますということですか、ちょっとその辺の考え方。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○消防総務課長（井崎 博之） 先ほど委員のほうからご質問ありました件につきましては、現在消防本部としましては、今回の消防団の再編に伴いまして出動体制等々を変更するということは、現状では考えておりません。現場に着きまして、一次出動した部隊で、部隊数が足りないというようなことがあればすぐ二次出動応援をかけて、消防本部の部隊を増強するというような体制は従前から竹野以外にも取っておりますし、そういった対応をしていこうかなというふうに思っております。

また、先ほど来、出ていますコミュニティのほうの強化、これにつきましてはまた要請があれば消防本部からもどんどん行って、消火に対する指導等々させていただこうというふうに考えております。以上です。

○委員（浅田 徹） 分かりました。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（村岡 峰男） ほかはありませんね。ありませんねじゃない、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） それでは、ここで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩します。再開は1時10分。

午後0時09分 委員会休憩

午後1時07分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） それでは、おそろいの方ですので、午後の審査に入りたいと思います。熱心な審査を、本当に歴史が変わるほどの。

じゃ、午後の審査に入る前に、井上課長から答弁の訂正の申出がありますので、これを許可します。どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 先ほど辺地の関係で田原委員から質問のありました役場までの距離の関係で、振興局からと申しましたが、正しくは本庁舎からでございます。おわびして訂正いたします。

○委員長（村岡 峰男） 了解ですね。

○委員（田原 宏二） はい。

○委員長（村岡 峰男） それでは、審査に入ります。

次は、第10号議案、豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 議案の51ページをご覧ください。第10号議案、豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてご説明します。

本案は、令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則第65条で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されています。これを踏まえて、令和4年2月1日付で消防庁次長から株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う年金担保貸付事業が廃止されることに伴って、消防団員等が傷病補償年金等を受ける権利を担保として提供することができるといふように例外規定を設けていたものを削除するよう通知があったものです。

54ページをお開きください。条例案要綱により説明します。消防団員等公務災害補償のうち、傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族

補償を受ける権利を担保に供することができるとしている例外規定を削除します。

附則として、令和4年4月1日から施行すること、また同日前に、現に担保に供されている場合については従前の例によることとする経過措置を設けます。

なお、55ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） じゃあ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第15号議案、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 83ページをご覧ください。第15号議案、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

86ページの条例案要綱により説明をいたします。86ページをご覧ください。本案につきましては、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免について、前年度から引き続き減免を受けようとする場合には、前年度に提示または申告書に記載した事項に変更がないとき等は、その旨を記載した申請書を提出することを定めております。約470件減免申請の対象がございます。障害の程度に変更がある方は年間2%未満だとお聞きしておりまして、前

年度と変更がない方が大多数のため、申請手を簡素化するものです。

附則においては、この条例の施行期日を令和4年4月1日と定めております。

87ページ、88ページに新旧対照表を添付しております。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午後1時12分 委員会休憩

午後1時12分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 分科会を再開します。

これより3の協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、イの分科会審査に入ります。

第22号議案、まず、前半の部に引き続き、第22号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算を議題といたします。

第22号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入予算補正、全項目の人員費を含む歳出予算補正、繰越明許費補正及び地方債補正についてであります。

本案は、年度末における入札残や事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予定の精査による不用額などの減額が主なものであります。

十分な質疑時間を確保するためにも、当局には、不用額等の減額の場合は高額な部分を、また不用額

等以外の場合は、特に必要があると思われる部分を説明いただくよう、依頼をしておきます。

よって、そのような部分がない部署からは説明がありませんので、委員の皆さんはそうにご理解願います。もちろん説明がなくても質疑は可能です。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入を一気に説明願います。

それでは、順次説明願います。

財政課長。どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の129ページをご覧ください。第22号議案、令和3年度一般会計補正予算（第19号）とありますが、計数整理により20号になっております。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から6億5,847万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ532億2,445万8,000円とありますが、これも計数整理によりまして535億7,945万8,000円とするものでございます。繰越明許費の補正を第2条に、債務負担行為の補正を第3条、地方債の補正を第4条に定めております。

134ページ、135ページをお開きください。繰越明許費補正でございます。戸籍住民基本台帳事務をはじめとしまして、年度内にその支払いが終わらないもの、全部で28事業ございますが、11億2,784万2,000円を追加いたしまして、1事業を変更するというようにしております。

前半の部で、繰越明許費の中でコロナの影響で資材などが入ってこないものということがございました。その件をちょっと先にお答えさせていただきましても、134ページの款7の商工費の事業名、商工振興事業費2,000万円ですが、これがリフォームの補助金、それからステップアップの補助金なんです。これにつきましては、補助金を交付する側が資材等が入ってこずに補助金の交付、精算等ができないということがございまして、繰越しをするというものでございます。

それから、135ページの一番上の款9消防費の消火栓管理費、これにつきましては本体といいます

か、もともとの給配水管の布設工事の遅れがある中で、材料の入荷に遅延が生じてというようなことでございます。

教育費の一番下にあります出石多目的ホール管理費の部分691万8,000円、この部分が便器が入ってこないというようなことがございまして、今回の繰越明許で、コロナの影響というところで資材等が入ってこないというものにつきましては、4件か、という形になっております。

続きまして、136ページをご覧ください。債務負担行為の補正ということでございます。1事項を追加、1事項を廃止、3事項の限度額の変更を行っております。

続いて、137ページをご覧ください。地方債の補正でございます。1事業を追加し、22事業になりますけれども、限度額を変更いたしております。138ページまで及んでおります。

この20号補正ですけれども、ほとんどが減額でありまして、主に入札減、事業費の確定に伴うもの、それから3月末までの支出予定額の精査による不用額の整理ということになっております。

一方、コロナ対策や国の経済対策ということで、いわゆる前倒しの部分もございまして、これらの事業が混在しているという内容になっております。

概要につきましては以上でございまして、続いて、財政課分の説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうからで、173ページをご覧ください。一番下の枠の一番下の事業で、基金管理費でございます。その中の財政調整基金の積立金でございます。コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、それから先ほども申し上げましたが、入札残や事業の確定による不用額の減額。さらに、また後ほど説明をいたしますが、普通交付税の増額によって生じた剰余金を積み立てるものとなっております。2億5,510万円のうち2億5,490万円がその剰余金となっております。

続いて、175ページをご覧ください。一番上の枠の事業名、財産管理費です。コロナ対策の指定管理者支援金がございすけれども、決算見込みにより

まして5,575万5,000円を減額するものでございます。

次に、飛びまして245ページをお願いいたします。下段のほうの説明欄、土地取得費でございます。こちらは太陽光発電特別会計における売電収入が増額になったことで、太陽光発電特別会計から一般会計への繰出金が増加するということになりました。

これによりまして、竹貫の太陽光発電の土地を土地開発基金から買戻しをするということで130万円増額するというものでございます。今年度総額で3,418万1,000円となりまして、面積にしますと2,295.85平方メートルの土地を買い戻すことができるということになります。令和3年度全体で全体の49.6%が買戻しができるということになります。

続いて、歳入のほうの説明をさせていただきます。

145ページをご覧ください。一番下段になりますけれども、普通交付税です。国の経済対策に係る財政措置ということで再算定されておりまして、6億3,269万7,000円の増額となっております。こういった増額がございまして金額のほうが増えているという内容でございます。

次に、161ページをご覧ください。上から3段目の1行目にあります財政調整基金繰入金です。総額で9億2,744万2,000円減額しておりますが、このうち9億1,524万2,000円の減額が財政課分で、いわゆる当初予算のときの財源不足の収支調整として繰り入れた部分を減額するというものでございます。

今回のこの減額補正でいわゆる財源不足による繰入金の額というのはゼロになる予定でしたが、さきに19号補正ということで除雪経費の議決を行っていただいておりますので、その補正で財政調整基金繰入れをしておりますので、20号補正後の財調の繰入金の残高としましては、5,560万円まだ繰り入れた状態になっているというふうにご理解いただけたらと思います。

それから、その同じ161ページの一番下の段で、

前年度繰越金1億9,417万2,000円を増額いたしております。これによりまして繰越金は全て予算化したということになりまして、いわゆる留保額はゼロという状況でございます。

それから、169ページをご覧ください。下から2つ目の枠で臨時財政対策債ですが、3億4,450万円減額しています。これは先ほど交付税の増額について説明いたしましたが、交付税が増えた分、その部分、臨時財政対策債での交付税措置が減るということございまして、発行をその分やめて今年度の負担を減らすということでございます。

補正予算の説明は以上ですけれども、年度内に今後の財政収支見通しにつきまして地方債や特別交付税、それから地方譲与税などが、現時点では確定していないものがたくさんございます。これらが確定し次第、補正を行う必要がございます。その際には、所要の専決補正をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

財政課からの説明は以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、安藤議会事務局次長。

○事務局次長（安藤 洋一） 170ページ、171ページをご覧ください。議会事務局では歳出のみ説明をいたします。歳入はございません。

171ページの説明欄をもって説明いたします。人件費から説明いたします。議員報酬につきましては、昨年の4月に行われました補欠選挙当選議員2名の日割り計算に伴う減額、議員期末手当につきましては、議員補欠選挙、または議員の改選に伴う新議員の支給率の減による減額です。それから、議員共済組合負担金につきましては、昨年の4月1日時点の議員数の減に伴う減額となっております。

議会管理費につきましては、実績見込みによる不用額の減額としましては、全体で96万8,000円ございましたが、業務委託料の会議録作成業務委託料について、定例会等の会議時間の増に伴う増額を32万9,000円増額しております。

また、議会運営活動費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、管外視察研

修等を実施してないこと、また議長会の会議の書面決議による費用弁償等の減額でございます。

また、その他につきましては、実績見込みによる不用額の減額としております。

説明のほうは以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 175ページをご覧ください。政策調整課の主なものを説明させていただきます。

中段の枠になります。一番上、企画調整費156万4,000円を減額するものでございますが、主立ったものとして負担金、但馬広域行政事務組合の負担金を143万9,000円減額します。これは但馬広域行政事務組合に派遣されている県及び市町の職員の人件費に余剰または不足があった場合、負担金の返金または負担追加をすることになっています。今年度は余剰が生じ返金されることとなったため、予算を減額するものです。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 防災課関連の予算について説明いたします。

226ページ、227ページをお開きください。ちょうど中段辺りの2枠目ぐらいにあります人件費につきましては、106万円の減としておりますが、これは先ほど来から議論があります消防団員の実員数の減というようなことの影響によるものでございます。

その次、すぐ下に非常備消防事業費というのがございますが、790万6,000円の減というふうになっておりますが、こちらにつきましては、消防ポンプ自動車などの更新事業の精算、それから、コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、出初め式であったりとか消防学校の入校なんかの経費がそのまま落ちてるというようなものでございます。

続きまして、最下段にございます防火水槽整備事業費でございますが、こちらにつきましては2,697万3,000円の減としております。これにつ

いては、実は、竹野の須野谷区内に整備を予定していた防火水槽が、場所の確保が困難となって事業を廃止したというようなことがあります。また、日高の万場区内に整備完了した防火水槽の精算によるものです。

それから、すみません、続きまして、229ページの説明欄のところを見てやってください。こちらにつきましては2行目に防火水槽用地のことが書いてございますが、こちらにつきましては、図書館の駐車場の下に整備した防火水槽の土地購入費の精算によるものということになっております。

続きまして、同じく228、229ページのところの2枠目の一番上のところの人件費でございます。56万円減となっておりますが、これについてはコロナ禍で防災会議であったりとかが開催できなかったこと、それから、あと振興局のほうにお願いをしております防災支援員さんのいろんな支払いついていうのが、災害がなかったということから不用額となったというものでございます。

続きまして、その下に災害対策事業費というのがあると思います。こちらにつきましては、719万7,000円のうち98万7,000円が防災課の所管分なんですが、こちらについては旅費の不用だったりとかがあったためのものでございます。

それから、その2枠目の一番最後のほうに避難所充実事業費というのがございますが、こちらにつきましては、もろもろの備蓄品を購入した後の、入札によって残の精算をしたというようなものでございます。

続きまして、歳入でございます。

168ページ、169ページをお開きください。こちらにつきましては、上から一、二行目ぐらいのところに消防債というのがございますが、ここに消防ポンプ自動車、それから防火水槽、これについては消防防災施設整備事業債の、先ほど歳出で説明いたしました事業費の減額によるものとなっております。

また、繰越明許につきましては、先ほど財政課長のほうから消火栓の管理費の件で説明をいただき

ましたので、省略をさせていただきます。

防災課からは以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 188ページ、189ページをご覧ください。税務課の歳出ですが、一番上の欄の上から5行目です。税務総務費につきましての普通旅費につきましては、不用額でございます。

その下、手数料を141万9,000円減額しておりますが、これは不動産公売に関しましての価格調査費、鑑定代でございます。公売、今年度終わりました関係で精算による減額となっております。

続きまして、歳入を説明いたします。144ページ、145ページをご覧ください。まず、個人市民税です。現年課税分4,000万円の増額といたしております。昨日説明しましたとおり、今年度コロナ禍においての税収の動きを見ながら決算見込みによって補正をいたしております。現在、2月調定を終えてるとこなんですが、2月調定を見ましても堅調に推移しております関係で、ほぼ大丈夫だろうというところでの補正でございます。

それから、滞納繰越分は逆に200万円の減額となっております。当初予算時に滞納繰越分、繰り越す金額を1億3,300万円程度見込んでおったんですが、実際繰り越した額が1億1,500万円程度となりましたので、その精査によりまして減額といたしております。

法人市民税につきまして現年課税分1億3,000万円の増額でございます。これもコロナ禍においての現状を見ながら、2月調定、最新の情報も見ながらということで、この推移で行けるだろうというところで、固いところでの補正をいたしているところでございます。

その次、固定資産税の滞納繰越分について2,500万円の減額をいたしております。これは昨年度制度でありました徴収猶予をしまして、1年送ったものについてもう1年延長された方がいらっしやいまして、その部分が入ってこないということになりますので、その部分の減額補正となります。

主なものとしては、そういうものが一番大きいよ

うになっております。

それから、市たばこ税につきましても、調定状況を見ながらの増額補正です。6,000万円の増額となっております。

入湯税につきましては、逆に減額補正で1,500万円の減額です。2月の状況で、まだ5,300万円程度の調定しか上がってませんでして、これが10か月分の調定になります。あと2か月見込んだところでやはり7,600万円には達しないということで、減額補正といたしております。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、井崎消防本部次長。どうぞ。

○消防本部次長（井崎 博之） それでは、歳出のほうからご説明をさせていただきます。

227ページをご覧ください。下の表、上段にあります消防活動事業費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大により、訓練の中止、規模縮小により減額するものでございます。

同じ表の下段にあります豊岡消防署消防設備施設整備事業費でございますが、豊岡消防署配備の指揮車を更新したもので、事業費確定に伴い減額するものでございます。

次に、229ページをご覧ください。上の表、上から4行目にあります高機能消防指令センター整備事業費でございますが、事業費確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、167ページをご覧ください。一番下にあります消防債ですが、消防防災施設整備事業債につきましては、次の169ページをご覧ください。上から3行目、消防本部所管の指揮車及びその下にあります消防防災設備整備事業債の消防指令センターにつきましては、事業費確定に伴い減額するものでございます。

なお、今回更新しました高機能消防指令センターは、計画どおりに工事が進み、4月1日から本格運用を開始しますことをご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 1つだけ、今回20号の補正予算になってるんですけども、今後さらにまたもう一回せんなんだろうと思うんですけども、あと、決まってるもんっていったらどんなもんがあるんですかね。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ、畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） 先ほどもちょっと申し上げましたけども、譲与税関係、それから各種交付金関係がまだ確定しておりません。それから、特別交付税が3月交付というのがまだでございます。さらに、地方債のほうの減額等の精算のほうも、豊岡市のほうはぴったり予算と執行額が合わせるようなことを近年やっておりますので、そういった3点、4点のところがまだという状況でございます。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 特別交付税ってもう、今頃、今週ぐらいちゃうんかいな。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） まだ正式にいつというのは決まってないですけども、大体20日前後ぐらいだというふうに認識しております。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。

○委員（松井 正志） はい。

○分科会長（村岡 峰男） ほかの方。

なければいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次は、前半の部に引き続き、第44号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第44号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、3月11日に追加されました議案のほうをご覧いただきたいと思います。

3ページでございます。第44号議案、令和4年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億3,370万7,000円を追加して、総額を4億6,100万7,000円とするものでございます。

本案の概要ですが、大きく3点ございます。1点が、新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用して行う事業、主なものとしましては、公共施設トイレの感染症予防対策、スポーツ・文化芸術活動支援、感染者の在宅支援、ステップアップ支援補助金の拡充、観光需要早期回復支援、水稲営農継続支援、それから神鍋地域自然学校受入れ支援などを盛り込んでおります。

2点目ですけれども、同じく新型コロナウイルス感染症対策で、国の経済対策として位置づけられているもので、前半の部でありました保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に必要な経費を盛り込んでおります。

3点目としましては、これは一般の事業ですが、子宮頸がんの予防接種ということがございまして、積極的な勧奨により実施をするための経費ということになっております。

財源としましては、12ページ、13ページをご覧いただけたらと思います。国庫支出金のほか、一般財源といたしましては財政調整基金繰入金を充てております。

概要につきましては以上でございます。

続いて、財政課所管分についてご説明させていただきます。

17ページをご覧ください。2つ目の段になりますけれども、上から2つ目の事業で、感染症対策事業というのがございます。この中の修繕料2,362万円が財政課所管の予算となっております、庁舎ですとか小・中学校、あとスポーツ施設等のトイレの手洗い場を自動水栓化するものでございます。

また、19ページをご覧ください。1つ目の段の一番上にあります城崎町湯島財産区特別会計繰出金138万円となっております。これにつきましても財政課所管でございまして、財産区有の温泉のトイレ等の手洗い場を自動水栓化するために繰り出しを行うものということでございます。

続いて、歳入のほうですけれども、また12ページ、13ページに戻っていただきまして、国庫支出金の中で、2段目にあります地方創生臨時交付金2億700万円、それからその下の段の財政調整基金繰入金8,132万7,000円が財政課の所管となっております。

地方創生臨時交付金ですけれども、この補正で2億700万円計上いたしておりますが、今後活用できる額としましては、3億7,000万円ぐらい入ってくる予定となっております。コロナの感染状況をよく見極めた上で、より効果的な事業のほうに活用していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○分科会長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） トイレが財政課所管ということで、質問させていただきます。

これ、今回措置によって公共施設のトイレ全てこういうふうな形になるのかどうかということをお聞きすると同時に、せっかく水洗化してもドアはついてる、ドア。トイレから出るときドアはついてるトイレだったら結局一緒のことになるわな。要するに一旦水洗でした後、どこにも触らず出れるようにするというのがこの指示だと思うんで、ドアがつい

てるところもあるんじゃないかと思うんですけども、そういうあたりはどうでしょう。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） まず最初に、全ての公共施設がというところなんです、近々廃止が決まっているような施設というのは基本的に除かれております。

また、各担当課のほうに必要であればということで照会をかけた上で出てきてるものでございまして、利用頻度ですとか、今後の管理のことですとか、さらに、そこに直接ホースなんかをつけて、例えば公園のトイレなんかであれば水道がそこしなくて、そこを自動水栓化してしまうとトイレ内の清掃の際に困るというようなところは、担当課のほうから希望されてないケースもございますので、全ての公共施設かどうかと言われると、全てではないという回答となります。

それから、ドアのことなんですけれども、正直そこまでは調査もしておりませんし、聞いておりませんので、おっしゃったように手をきれいに洗って、何も触らずに出ようと思いがながらドアを回すだとか、あるいは上げ下げするだとか、背中で押して出られるようなところであればいいのしょうけれども、そこまで正直考えていないのが現状です。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 今の答弁はあれでいいんですか。

○委員（太田 智博） 関連していいですか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（太田 智博） 今、松井副委員長の関連ですけど、これ、手洗い場の自動水栓化なので、便のほうじゃなくて手洗いのほうなので、ノブ触って出てきても、手洗いの自動水栓でオーケーという理解ではないんですかね。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） そのドアというのがどのドアのことかということで、私は、そもそもトイレの入り口のドアのことを思っておりましたので。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。

○委員（太田 智博） はい。

○分科会長（村岡 峰男） ほかの方、どうですか。

○委員（前田 敦司） よろしいですか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（前田 敦司） 関連してなんですけども、トイレの出入りのところは、今のところは考えておられないというお返事だったと思うんですが、今後考えていく予定はあるんでしょうか。そりゃ、今ではないですかね、すみません。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 考えていないといえますか、そうですね、トイレのドアの仕組みのことまではちょっと考えも及んでおりませんでしたし、今後もちっと手をつけるとえらいことになってしまうと思いますので、難しいかなと思っております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） はい。

○委員（松井 正志） 今回のこの予防対策の事業の内容というのは、水栓自動化だけ、例えば今言うてるようにトイレのドアを、要するに触れないようにするような自動ドアだとか、何か違う方法だとかっていうことについての助成制度はないということですか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 基本的に、市の施設を直営でやる部分と財産区有の温泉の施設を繰出金を使ってやるということでして、あくまでも手洗い場の水栓化だけの予算となっております。ですので、おっしゃったようなドアの対策は含まれておりません。

地方創生臨時交付金がそういうのが対象となるかということであれば、対象にはなってこようかとは思いますが。

○委員長（村岡 峰男） 松井さん。

○委員（松井 正志） この制度としては、これに併せてドアの自動化とかそういうことの対策を講じることとはできるんですね、制度としては。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） やる気がないだけで。（「自

動ドアいうと、とてもじゃないけど」と呼ぶ者あり）

○財政課長（畑中 聖史） 今ちょっと雑談であったようなところで、制度としてはできるものです。やるかやらないかは別です。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。

ほかの方、どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） なければ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、後半の部を終了したいと思います。ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ここでじゃあ、それでは分科会を暫時休憩します。

午後1時47分 分科会休憩

午後2時45分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） それでは、委員会を再開します。

これより協議事項、意見、要望の取りまとめについて、アの委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

先ほどの休憩中様々な意見があったんですが。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 9号議案の消防組織の關係に

ついて、消防力が低下しないようなというような趣旨の意見をつけていただきたいと思います。

○委員長（村岡 峰男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） それでは、意見・要望の案文につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、委員長報告についてですが、内容につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午後２時４６分 委員会休憩

午後２時４６分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 分科会を再開します。

これより３番協議事項、意見・要望の取りまとめについて、分科会としての意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたく思います。

まず、第３２号議案、一般会計当初予算議案に分科会意見・要望がある場合はということで、昨日議論をいただきました。審査を行った３２号議案の分科会意見・要望について、正副委員長でまとめた案文を先ほど見てもらいましたが、配信しております。

まず、この案文について協議したいと思います。どうでしょうか。

いろいろ先ほども出ておりましたが、休憩中の議論ですので。どうぞ。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 異議なしということで、じゃあ、この案文を委員会の意見にさせていただきます。

○委員（浅田 徹） ちょっと１個だけ気になるのは、超過課税の検討で、国や他の自治体、超過課税を期限を設けて、例が多いっていうのは、何かそれはありますか。ほかの自治体で、超過課税。賦課されている例が多い。期限を設けて、現在。

○委員（松井 正志） 超過課税は一般的には期限がついとる。

○委員（浅田 徹） いやいや、ほかに、どこか、全部ありますんか、何自治体がついていうのがありますか。

○委員（松井 正志） その調査はないけども、ほとんどついてると思うわ。

○委員（浅田 徹） そうかな。超過課税はあんまり……。豊岡市ぐらいの認識しかない。

○委員（太田 智博） 超過課税は、結構ついてて、個人住民税っていうのは豊岡だけであって。

○委員（小森 弘詞） 均等割がほとんどなんです。所得割が豊岡だけなんです。

○委員（松井 正志） 超過課税は法人と……。

○委員（浅田 徹） いやいや、ほかにそういう何か事例が、何か調べたもんがあるかなっていう、そういうあれですよ。

○分科会長（村岡 峰男） 超過課税、住民税や固定資産税の超過課税という形で豊岡は取って、それに期限をつけたっていうのは、あるかどうか調べてません、私は。

ただ、ここで言つとる超過課税っていうのは、名目は超過課税じゃないけども、例えば議論があったのは、兵庫県の県民緑税であるとか、本来の、これまでの新しい税制をつくった場合に、それを期限をつけるというのは、例は多いと思いますね。

○委員（浅田 徹） そういう意味合いでも。

○委員（松井 正志） 普通はそれの期限をつけないと認められないんだ、普通は。

○委員（浅田 徹） 分かりました、はい。了解です。

○分科会長（村岡 峰男） じゃ、基本的にこれでいくということで。

○委員（松井 正志） 今日の一般会計とか。

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、これは、32号はこの意見をつけるということで、あと32号以外は、行ったり戻りますけども、補正予算の22号と44号、補正予算のね。この2つについては意見をつけないということで確認いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ということで、異議なしと認めて、そのように決定させていただきます。22号と42号ね。

さらに、分科会じゃないな。総務委員会の総務委員長長の報告の中で意見をつけようとしたのは、第9号ですね。そうですね。

それでは、元に戻りますね。分科会長報告についてですが、内容につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） じゃ、ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

午後2時52分 分科会閉会

午後2時52分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） それでは、ただいまから委員会を再開します。

委員会の委員長報告で意見をつけるのが9号でしたね。

○委員（浅田 徹） 9号。

○委員長（村岡 峰男） 9号やったね。

9号につける意見についても、正副委員長に文案についてはご一任願いますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） じゃ、そのように取り計らせていただきます。

文案についてはできるだけ早く皆さんに見ても

らうようにします。

それでは、協議事項の3番に移ります。閉会中の継続審査申出について。

これより3番、閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料5ページにあります委員会重点調査事項を、閉会中の継続審査事項として議長に対して申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより、4その他に入ります。

その他、委員の皆さん方から何かお願い事、あるいは意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ないようですので、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時54分 委員会閉会
